

副

第7回黒潮町議会 3月定例会会議録

令和6年3月8日 開会

令和6年3月19日 閉会

黒潮町議会

黒潮町議会 3月定例会会議状況

月 日	曜日	会 議	行 事
3月 8日	金	本会議	開会・会期の決定・提案理由の説明
3月 9日	土	休 会	休 会
3月 10日	日	休 会	休 会
3月 11日	月	本会議	質疑・委員会付託・委員会
3月 12日	火	休 会	委員会
3月 13日	水	休 会	委員会
3月 14日	木	休 会	委員会
3月 15日	金	本会議	一般質問
3月 16日	土	休 会	休 会
3月 17日	日	休 会	休 会
3月 18日	月	本会議	一般質問
3月 19日	火	本会議	一般質問・委員長報告、質疑、討論、採決・閉会

黒潮町告示第13号

令和6年3月第7回黒潮町議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年3月1日

黒潮町長 松本 敏郎

記

1 期 日 令和6年3月8日
2 場 所 黒潮町本庁舎 3階 議会議事堂

令和6年3月8日(金曜日)

(会議第1日目)

応招議員

1番	濱 村 美 香	2番	山 本 牧 夫	3番	澳 本 哲 也
4番	宮 地 葉 子	5番	宮 川 徳 光	6番	浅 野 修 一
7番	水 野 佐 知	8番	欠 番	9番	山 本 久 夫
10番	吉 尾 昌 樹	11番	小 松 孝 年	12番	矢 野 昭 三
13番	矢 野 依 伸	14番	中 島 一 郎		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 本 敏 郎	副 町 長	西 村 康 浩
総 務 課 長	土 居 雄 人	企 画 調 整 室 長	渡 辺 健 心
情 報 防 災 課 長	村 越 淳	住 民 課 長	宮 川 智 明
健 康 福 祉 課 長	佐 田 幸	農 業 振 興 課 長	斎 藤 長 久
ま ち づ く り 課 長	徳 廣 誠 司	産 業 推 進 室 長	秋 森 弘 伸
地 域 住 民 課 長	青 木 浩 明	海 洋 森 林 課 長	今 西 和 彦
建 設 課 長	河 村 孝 宏	会 計 管 理 者	宮 地 美
教 育 長	畦 地 和 也	教 育 次 長	岡 本 浩
教 育 次 長	清 水 幸 賢		

本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長 小 橋 和 彦 書 記 山 崎 あ ゆ み

議長は会議録署名議員に次の二人を指名した。

1番 濱 村 美 香

2番 山 本 牧 夫

令和6年3月第7回黒潮町議会定例会

議事日程第1号

令和6年3月8日 9時00分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第66号から議案第105号まで

(提案理由の説明)

●町長から提出された議案

- 議案第 66 号 黒潮町地域医療審議会設置条例の制定について
- 議案第 67 号 黒潮町債権管理条例の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 68 号 黒潮町行政組織条例の一部を改正する条例について
- 議案第 69 号 黒潮町会計年度任用職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第 70 号 黒潮町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 71 号 黒潮町情報センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 72 号 黒潮町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 73 号 黒潮町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 74 号 黒潮町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
- 議案第 75 号 黒潮町営改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 76 号 黒潮町分担金賦課徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第 77 号 黒潮町水道事業の給水に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 78 号 黒潮町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 79 号 黒潮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 80 号 黒潮町宮川奨学資金貸与条例の一部を改正する条例について
- 議案第 81 号 令和 5 年度黒潮町一般会計補正予算について
- 議案第 82 号 令和 5 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算について
- 議案第 83 号 令和 5 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算について
- 議案第 84 号 令和 5 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 議案第 85 号 令和 5 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算について
- 議案第 86 号 令和 5 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算について
- 議案第 87 号 令和 5 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について
- 議案第 88 号 令和 5 年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算について
- 議案第 89 号 令和 5 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 議案第 90 号 令和 6 年度黒潮町一般会計予算について
- 議案第 91 号 令和 6 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計予算について
- 議案第 92 号 令和 6 年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算について
- 議案第 93 号 令和 6 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算について
- 議案第 94 号 令和 6 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について
- 議案第 95 号 令和 6 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計予算について
- 議案第 96 号 令和 6 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 議案第 97 号 令和 6 年度黒潮町介護保険事業特別会計予算について
- 議案第 98 号 令和 6 年度黒潮町介護サービス事業特別会計予算について
- 議案第 99 号 令和 6 年度黒潮町情報センター事業特別会計予算について

- 議案第 100 号 令和 6 年度黒潮町集落排水事業特別会計予算について
- 議案第 101 号 令和 6 年度黒潮町水道事業特別会計予算について
- 議案第 102 号 黒潮町畜産団地施設に係る指定管理者の指定について
- 議案第 103 号 黒潮町さが交流拠点施設なぶら土佐佐賀に係る指定管理者の指定について
- 議案第 104 号 黒潮町地域特産品処理加工施設に係る指定管理者の指定について
- 議案第 105 号 黒潮町立水産関係等共同作業場に係る指定管理者の指定について

議事の経過

令和6年3月8日

午前9時00分 開会

議長（中島一郎君）

おはようございます。

ただ今から、令和6年3月第7回黒潮町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願ひ致します。

諸般の報告をします。

初めに、報告第28号から30号までが町長から、報告第31号から33号までが監査委員から提出されました。

議席に配布をしていますので、ご確認願います。

次に、議長の行動報告書につきましては議席に、また、町長の行動報告書につきましては、全員協議会で配布をしておりますので、これをもって報告に代えさせていただきます。

以上で、諸般の報告を終わります。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（松本敏郎君）

おはようございます。

本日は、令和6年3月第7回黒潮町議会定例会を招集させていただきましたところ、何かとご多用の中、全員のご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

提案させていただきます議案につきまして慎重なご審議と、適切なご決定を賜りますよう、よろしくお願い致します。

それでは、12月議会定例会以降の主なものにつきまして、行政報告をさせていただきます。

まず初めに、令和6年黒潮町成人式につきまして、報告させていただきます。

令和6年黒潮町成人式を1月3日に、ふるさと総合センターにおきまして開催致しました。今年は平成15年4月2日から平成16年4月1日に生まれた113名のうち、86名の方に出席していただきました。

昨年までのコロナ対策による出席制限は設けず、4年ぶりに多くのご来賓の方々のご出席のもとに、保護者の皆さんとともに、新成人を祝う式典を行うことができました。

新成人の皆さんからは、支えていたいた保護者、地域の皆さんへの感謝の言葉とともに、自分自身が歩みたい将来の抱負を語っていただきました。

新成人の皆さん、黒潮町民あるいは出身者として、ふるさとに貢献していただくことを願うとともに、今後のご活躍を大いに期待しております。

次に、令和6年能登半島地震被災地への職員派遣等について、報告致します。

初めに、この度の能登半島地震でお亡くなりになられました方々、及びご家族の皆さんへ謹んでお悔やみを申し上げるとともに、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。

1月1日に発生した能登半島地震の被災地へ、災害協定に基づき1月26日から2月3日の9日間、職員

2名を派遣し、珠洲市、輪島市、能登町等への避難所においてシャワー設備の設置等の支援を行いました。

また、高知県経由による支援として、1月27日から2月1日の6日間、保健師1名を派遣し、2次避難所となっている加賀市のホテルにて保健活動を行いました。

さらに、2月7日から2月14日の8日間、輪島市で罹災証明発行のための被害家屋調査の支援に職員1名を派遣致しました。

現在も1.5次避難所の運営支援として、3月5日から8日までの4日間、金沢市に職員1名を派遣しております。

今後も、輪島市への支援を行う予定で、3月9日から12日の4日間、災害派遣福祉チームとして保健師1名を派遣し、また、3月20日から27日の8日間、罹災証明発行のための被害家屋調査の支援として、職員1名を派遣する予定となっております。

近年、大きな災害対応経験のない当町にとって、いずれの職員も貴重な経験を積み、今後の災害対応能力の向上に寄与するものと思っております。

また、その他の支援と致しまして、輪島市や石川県等からのアレルギー対応等の要請により、黒潮町缶詰製作所の備蓄缶詰を102箱、4,756缶、アルファ米4箱、200食、飲料水66箱、396本等の支援も行つたほか、庁舎窓口に義援金箱を設置して、被災者の支援につなげていく取り組みも行いました。

以上、行政報告とさせていただきます。

続きまして、令和6年度の一般会計及び特別会計をご審議いただくに当あたり、町政運営の基本方針及び主要施策について、その概要を説明し所信を申し上げます。

本町の最上位計画である黒潮町総合戦略は、産業振興を中心とする創生基本計画に加え、福祉基本計画、教育基本計画、防災基本計画の4部で構成されており、平成30年度から令和6年度までの7年間を戦略期間として定めております。

そして、令和4年12月23日に閣議決定された国のデジタル田園都市国家構想総合戦略を勘案しながら修正を加え、引き続き、本町の最大の目標である2060年、町人口6,800人の達成に向け、各種施策の推進を図ってまいります。

初めに、黒潮町の概要について申し上げます。

昨年5月に高知県が公表した令和2年度市町村経済統計の概要によると、新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言等の発令や、外出自粛の動き等により、幅広い産業が打撃を受けた結果、県全体の経済成長率は4.5パーセントの減で、比較可能な平成24年度以降、最大のマイナスとなりましたが、本町の経済成長率は7.1パーセントの増となっております。

本町のプラス成長の要因は、主に第二次産業の建築業への公共投資の増加に伴うものですが、コロナ禍における大きなマイナス成長となった第三次産業の宿泊、飲食サービス業においては、平成25年度から令和元年度の7年間は10億円程度で推移していましたが、令和2年度には5億円台に半減する結果となっております。

その後、令和5年5月には、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行し、徐々に日常が戻りつつありますが、引き続き、これらの統計資料や国、県の動向を把握しながら、町総体の経済状況を確認し、各種施策の推進を図っていく必要があります。

一方で、市町村課税状況等の調べによりますと、令和元年度から令和5年度の5年間で、1人当たり所得金額は年平均1.5パーセントの増、そのうち、事業所得は年平均5.1パーセントの伸びとなっており、明るい兆しが見える結果となりましたが、農業所得は単年度で見ると5.4パーセントの減となっており、

業種によって偏りがあることも見て取れる状況です。

また、総務省公表の住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数によりますと、令和5年1月1日現在の本町の高齢化率は45.7パーセントとなっており、令和4年の同時期より0.6ポイントの増加となりましたが、これが、令和6年1月1日現在の住民基本台帳データでは、高齢化比率で46.5パーセントとなり、そのうち65歳以上の人団4,699人に対して20歳から64歳までの人口は4,245人であることから、本町では1人の現役世代が1人の高齢者を支えるという、いわゆる肩車型社会へ既に突入しております。

このような状況の中、地域コミュニティーを維持、継続していくためには、高齢者の健康寿命を延ばし、それぞれが地域社会の中で活躍できる施策の充実を図るとともに、移動手段の確保やインターネット等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者の格差、いわゆるデジタルデバイド対策などの事業を展開することで、持続可能で豊かな暮らしが実現できるよう取り組んでいく必要があります。

続いて、黒潮町総合戦略によるアクションプランに基づき、各種施策について申し上げます。

まず、創生基本計画アクションプランの地産外商により安定した雇用を創出するのうち農業の振興、維持では、農業者の高齢化に伴う離農者の増加と後継者不足は喫緊の課題でありますので、各種の支援施策を推進してまいります。

令和6年度においても、ハウス整備事業、施設レモン出荷促進事業のほか、新規就農支援として、農業次世代人材投資資金、新規就農育成総合対策事業により、担い手づくりと設備投資への支援を図るとともに、黒潮町農業公社と連携し、新規就農者の確保、育成に務めてまいります。

また、耕作放棄地の発生を防止し、農地の多面的機能の維持、確保を図るため、中山間地域等直接支払交付金多面的機能支払交付金を活用するとともに、新たな県営ほ場整備による農地集約を行うことで、収益性の高い農業が可能な面的整備を進めてまいります。

次に、林業の振興、維持では、令和6年度につきましても森林環境譲与税を引き続き活用し、森林整備や人材育成、担い手の確保等を行うとともに、新たに、森林環境保全整備事業費として、森林皆伐後の森林における再造林費用の個人負担を軽減し、将来における地元林業の持続化や森林資源の適切な管理について一体的に取り組んでまいります。

また、入野松原保全については、マツ材線虫病対策として、マツノマダラカミキリ防除対策及び枯れた松の伐倒駆除対策に併せ、病害虫に対して抵抗性のある松苗の植樹を継続し、令和4年度に策定済みの、入野松原再生計画に沿った松原保全事業を今後とも展開してまいります。

その他、効率的な森林整備のための支援として高性能林業機械整備事業補助金、町産材活用促進のための町産材利用促進事業費補助金などにより、森林の適正な維持や地元林業の成長産業化を図るとともに、有害鳥獣防止対策に係る予算も引き続き計上し、農作物全般における被害の軽減を図ってまいります。

次に、水産業の振興、維持では、令和元年度から開設の高知県漁業就業支援センターを活用した、地元漁港での自営漁業者育成事業を継続し、沿岸漁業の持続に資する後継者の育成を図るとともに、土佐佐賀のもどりガツオ祭などに代表される文化発信事業により、産業面だけではなくて文化面からも、地元漁業を絶やさぬ全体活動を一層強化してまいります。

また、沿岸漁業対策では、引き続き、イセエビ漁場の造成のための投石魚礁設置工事やアカアマダイ、ナマコの稚魚放流を行う種苗放流事業費補助金などを計上しております。

その他、町内漁港水揚げ向上対策における佐賀漁港活餌事業補助金やモジャコ畜養漁業における入野漁港畜養水面低質改善事業補助金の予算も計上し、町内全体の水産業の振興、維持に努めてまいります。

次に、商工業の振興、維持では、事業者に対しては、物価高騰などの影響にも考慮しつつ、中小企業等

融資保証料補給、利子補給などを行うとともに、創業支援、事業承継等については、経営支援会議による支援や黒潮町商工会との連携により、必要な対応を図ってまいります。

また、観光施策につきましては、本町に所在する各種施設や豊かな自然を観光資源として活用を図ることにより取り組みを進めてまいります。今後もスポーツツーリズム誘客促進事業をはじめ、一般観光や防災ツーリズムにも力を入れた取り組みを、観光ネットワークやNPO 砂浜美術館等の関連団体と連携し推進してまいります。

その他、高規格道路の延伸に向けた、新たな集客施設の検討及び既存の道の駅の活用や機能強化につきましても、関係団体や先進地の取り組みに学び、計画的に対応してまいります。

次に、第三セクター活用による町内産業の活性化、町外市場の開拓では、町内事業者が新たな商品の企画や開発、販路拡大等、生産から販売に至る各段階における個別支援や企業の持続化を図るため、地場産品外商力強化事業の予算を令和6年度も計上し、黒潮町商工会とともに町内事業者の経営支援を行ってまいります。

また、ふるさと納税を活用した町外市場の開拓、黒潮町の魅力を発信するため各種イベントに参加し、地場産品のPR や販路拡大につなげられるよう対応を図ってまいります。

次に、新しい人の流れをつくる移住の促進では、まち・ひと・しごと創生人口ビジョンに示した2060年に人口6,800人を維持するために、施策の強化が必要となっております。

これまで、移住相談員の配置、移住相談会、移住ウェブサービスやSNSを活用し、移住窓口の体制や情報発信の充実を図っており、今後はさらに、首都圏において、人や企業を呼び込むイベントを開催するなど、関係人口拡大に向けた取り組みを積極的に推進してまいります。

また、定住に向けた住宅環境の整備を推進するため、町内の空き家のリフォーム費用を補助するほか、老朽住宅除去に係る補助事業を継続するとともに、1件当たりの補助上限額を増額し、事業の促進を図ってまいります。

さらに、今後においては、住宅除去事業後の跡地利用等についても検討し、放置する老朽住宅等の課題解決に努めてまいります。

次に、若い世代の結婚、妊娠、出産、子育ての希望を叶えるのうち出会いの場の創出では、厚生労働省の人口動態調査の概況によりますと、令和4年の平均合計特殊出生率は、全国で1.26人、高知県では1.36人となっており、本県は全国数値を上回っておりますが、人口を保つために必要とされる人口置換水準の2.07人からは大きく乖離（かいり）しております。

出生率の低下は未婚化と晩婚化が原因とされていることから、令和6年度においても、出会いの機会の創出に係る経費や結婚に伴う経済的負担を軽減するための結婚新生活支援事業補助金の予算を計上し、交流型、体験型イベント等を計画してまいります。

次に、妊娠、出産及び子どもの健康のための支援、子育て支援策の充実では、黒潮町における出生数は、令和3年が39人、令和4年が41人、令和5年が32人となっており、コロナ禍の影響を受けた令和2年以降の減少傾向に歯止めがかからず、今後も出生数の低下が懸念されております。これらを踏まえ、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を実施するために、子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から出産、子育てまで一貫して相談に応じてまいります。

令和5年度からは、伴走型の相談支援の充実と経済的支援を一体とした妊娠出産子育て支援事業を実施することで児童福祉に係る多様な課題にも対応してまいります。

また、経済的な負担軽減を目的とした不妊治療補助金、妊婦乳児一般健康診査初回産科受診料支援事業

のほか、乳幼児医療費助成や18歳までの医療費助成等も含め、妊娠期から子育て期のサポートを手厚く実施するための予算を計上しております。

保育所運営においては、引き続き町内4園体制を維持し、0歳児保育、延長保育を実施し、全園の完全給食による食育の推進や保育士等の質の向上により、子どもの豊かで健やかな育ちを支え促す保育の機会を保障してまいります。

その他、町内唯一の高等学校である大方高校を存続し、人材育成における教育現場とするため、高校魅力化支援事業として、公設塾や女子サッカーチーム指導者の招聘、就学支援金、町外学生受入支援金のほか、教育振興交流施設の建設等、大方高校と連携、協力しながら、進学先として選んでいただける魅力的な高校となるよう取り組んでまいります。

次に、地域とともに安心して暮らし続けられる環境を作るのうち、中山間地域の維持、活性化では、地域で支え合いながら安心して暮らし続ける仕組みづくりのため、集落活動センターやあつたかふれあいセンターを町内各所に設置しており、各施設の運営費用を予算計上するとともに、土佐佐賀温泉こぶしのさとを拠点とした、地域の維持、活性化につながる事業等も検討してまいります。

また、人口減少と高齢化が進む中で、中山間地域を中心に交通弱者がさらに増加することが予想されているため、黒潮町地域公共交通計画に基づき、路線網の再構築やわかりやすい公共交通情報の発信など、デジタル技術の活用も視野に入れながら効率化や利便性の向上を図り、公共交通の維持に努めてまいります。

次に、健康的な生活の推進では、健康を維持するには、病気の早期発見、早期治療が重要であるため、各種検診の実施は必要不可欠であり、引き続き、受診勧奨を行いながら、健康的な生活の推進を図ってまいります。

また、令和6年度には、黒潮町医療計画を策定し、地域医療の在り方について一定の方向性を示してまいります。

次に、地域ぐるみによる安全、安心のまちづくりでは、自助、互助、共助による地域の在り方は、南海トラフ地震とそれに伴う津波災害の場面において重要な考え方であり、平時から地域において住民同士が互いの役割を認識し、互いに支え合う地域防災の実現を図るため、総合防災訓練やワークショップ等、積極的な取り組みを行ってまいります。

また、木造住宅耐震事業などの各種補助金や津波被害の少ない高台への宅地造成の検討等、安心して住み続けることができるまちづくりに向けた環境整備に継続して取り組んでまいります。

次に、ふるさとづくりの推進、共生のまちづくりでは、本町の各地域において受け継がれてきた伝統行事や文化をしっかりと後世に受け継ぐため、IWK番組制作を通じて地域伝統文化の保存を隨時行ってまいります。

また、地域の伝統行事等は、本町での暮らしをイメージする上で貴重な参考資料となることから、移住希望者に向けたPR素材としても積極的に活用してまいります。

次に、未来技術を活用した暮らしの向上では、人口減少、少子高齢化や過疎化、首都圏への人口一極集中など、従来からの社会課題に加え、新型コロナウイルス感染症がもたらした社会変革に対応するため、黒潮町デジタル化推進計画に基づき、住民が安全で安心、快適に暮らすことができ、豊かさを実感できる社会の構築を推進してまいります。

令和6年度においては、公共交通効率化システムの導入及び電子請求システム構築に係る経費を予算計上しており、併せて、情報格差解消の支援策を講じることで、新しい時代に対応した、誰一人取り残さない社会を目指してまいります。

い住み良いまちづくりをめざし、さらには、持続可能な地域づくりを広域的に取り組むため、幡多市町村間でのデジタル化連携等も積極的に進めてまいります。

また、脱炭素社会に向けた取り組みにおいては、脱炭素先行地域のメリットである国の有利な交付金等を活用しながら、脱炭素と地域課題解決の同時実現をめざす取り組みを進めてまいります。

次に、黒潮町総合戦略の創生基本計画以外の事項でございます。

まず、福祉基本計画アクションプランの福祉基本計画は、子どもから高齢者まで住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、地域とともに安心して暮らし続けられる環境をつくり、少子高齢化社会に対応した黒潮町版地域包括ケアシステムの構築を基本目標としており、民間企業、NPO 法人、社会福祉協議会、健康づくり婦人会、老人クラブ、民生委員などのはか、各地区の積極的な関与により創り上げていくものでございます。

令和5年度から実施している重層的支援体制整備事業では、虐待、引きこもり、貧困、障がい、認知症など、さまざまな題を抱え、孤立化する世帯が増加する中、あったかふれあいセンターが核となり、これらの課題に対し多機関が協働して相談支援を行うことで、交流や活躍の場を確保する地域づくり、社会参加に向けた支援等に取り組んでまいります。

また、個別課題だけでなく複合的な課題への対応も必要となっており、課題解決の難しさはありますが、デジタル技術も活用しながら、子ども家庭総合支援、権利擁護支援、要配慮者対策をはじめ、複雑、多様化する生活課題や福祉課題に対し、スピード感を持って対応するよう努めてまいります。

次に、教育基本計画アクションプランの教育基本計画では、本計画の柱をふるさと・キャリア教育とし、子どもの成長に地域総がかりで積極的に関わり、ふるさと貢献意識を具現化するため、人間関係の構築とコミュニティの一員として自覚を持った児童生徒の育成を行ってまいります。

令和6年度も、佐賀中学校3年生を対象としたカツオマイスター育成プログラムを実施するための予算を計上しており、カツオの藁焼きタタキ作りの技術を習得するとともに、各種発表の場での経験をとおして、生徒自身が学習内容を深く理解し、資質、能力を身につけ、生涯にわたって能動的に学び続ける意識の向上を図ってまいります。

また、教育DXの推進においては、GIGAスクール構想により、児童生徒一人ひとりの興味、関心に応じた学びを実現しつつ、教職員の負担軽減を図るため、ICT支援員を引き続き配置することで、個別最適な学習を推進するとともに、その基盤となるICT教育環境の実現に取り組んでまいります。

その他、教育委員会と福祉部門が一体となった総合的な支援体制の構築により、保護者や家庭への支援と教育を切れ目なく実施する体制を整えてまいります。

最後に、防災基本計画アクションプランの防災基本計画では、南海トラフ地震、津波対策は黒潮町地域防災計画に基づき、津波避難タワーや避難路等のハード面と、地域との協力による地区防災計画や避難所運営マニュアル等のソフト面の充実を図ってまいりました。

引き続き、木造住宅耐震事業の各種補助金による耐震対策、防災拠点施設の整備、医療救護活動体制の構築を計画的に行いつつ、防災のICT化導入についても積極的な検討を行ってまいります。

また、令和4年度から佐賀地域で取り組む事前復興まちづくり計画については、令和6年度中に計画策定を予定しており、今後の方向性をしっかりと整理してまいります。

さらに、学校の防災教育についても積極的なかかわりを持ち、防災力の向上を図ってまいります。

土砂災害等については、自主避難計画を作成し、出水期に活用しており、今後も地域特性を理解し、自助、共助を基本とする災害対策の仕組みを活かした有効な対策を講じてまいります。

その他、町職員においては、職員防災訓練等により、各種マニュアルの実効性と即応性を高め、非常時にしっかりと対応ができるよう努めてまいります。

以上、各種施策についての説明とし、結びに一言申し上げます。

これまで足掛け4年にわたり、私たちの生活に厳しい規制を強いた新型コロナウイルス感染症も、昨年5月にインフルエンザ並みの5類感染症に移行され、徐々にかつての日常が戻りつつあり、開放感を味わうことができるようになりました。

このような中、今年の元旦に発生した能登半島地震は、近い将来に発生するといわれている南海トラフ地震と向き合わなければならぬ本町にとって、明日は我が身という緊張感を呼び覚ます深刻な災害となっております。

また、国際社会では、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻は解決の糸口が見えないまま3年目に入り、昨年10月に勃発したパレスチナ、イスラエル戦争の犠牲者は、異常な数で日々増え続け、国際秩序は極めて不安定な状況にあります。

このように国際情勢は混沌とした中にありますが、時代の潮流は、確実に百年に一度といわれるほどの大きな変革期にあり、令和の時代もあつという間に6年目を迎えるました。

日本の人口は、2008年をピークに減少に転じ、出生数は過去最低を更新し続け、将来の国の形を憂うる問題となっております。そして、本町では、その時代を先取りするように少子高齢化が進んでおります。

のような中、デジタル技術を活用して人々の生活をより良いものに変革するDXは、少子高齢化、働き手不足、過疎化等のさまざまな課題を抱える本町にとって、大変重要な取り組みとなっております。

加えて、地球規模での気候変動は人間にとって極めて不都合な方向へ進んでおり、2022年IPCC、気候変動に関する政府間パネルでは、地球温暖化の原因が人間活動の影響であることに、もはや疑う余地がないと結論付けました。

これまでの経済は、温室効果ガスの排出量を増加するほどに成長しましたが、これからは、その温室効果ガスの排出量を削減するほどに成長する方向へと転換しつつあります。

このような新しい時代を見据え、持続可能なまちづくりを進めながら、一層の住民サービスの向上をめざして取り組んでまいります。

このあと、令和6年度当初予算の提案を行ってまいりますが、財源確保に苦慮する状況下で予算を編成していることについて、何卒、ご理解願いたいと存じます。

昨年の12月議会による質疑、答弁のとおり、合併特例債が活用上限額に達したこともあり、一定の合併団体に対する恩恵がなくなっておりますので、良い政策は継承しながらも、より一層旧町単位の考え方からの脱却を図り、真のふるさと黒潮町の在り方を追求していくかなければなりません。

私たちは、引き続き、地方自治法にある住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるため、既存事業の効果検証と整理を行いながら、知恵をしぼり新たな施策の充実を図ってまいります。

最後になりましたが、黒潮町のさらなる発展に向けて、議員の皆さまをはじめ、住民の皆さまのより一層のご理解とご協力をたまわりますようお願い申し上げまして、私の令和6年度の施政方針と致します。

議長（中島一郎君）

これで、町長の発言を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、1番濱村美香君、2番山本牧夫君を指

名します。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月19日までの12日間にしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、会期は本日から3月19日までの12日間に決定しました。

日程第3、議案第66号、黒潮町地域医療審議会設置条例の制定についてから、議案第105号、黒潮町立水産関係等共同作業場に係る指定管理者の指定についてまでを一括議題とします。

なお、本日の議事につきましては提案理由の説明のみとし、質疑及び委員会付託については、3月11日に行うものと致します。

それでは、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは、令和6年3月第7回黒潮町議会定例会へ提案致します議案につきまして、ご説明します。

今議会に提案させていただきます議案は、議案第66号、黒潮町地域医療審議会設置条例の制定についてから、議案第105号、黒潮町立水産関係等共同作業場に係る指定管理者の指定についてまでの40議案でございます。

提案致します議案の内訳は、条例の制定が2件、一部改正が13件、補正予算が9件、令和6年度当初予算が12件、指定管理者の指定が4件の合計40議案となっております。

まず、議案第66号、黒潮町地域医療審議会設置条例の制定について説明させていただきます。

この条例の制定につきましては、町民が安心して暮らせる地域医療について審議するため、地方自治法138条の4第3項に基づく審議会として設置するために制定するものでございます。

次に、議案第67号、黒潮町債権管理条例の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について説明させていただきます。

この条例の制定につきましては、先の令和5年12月議会定例会において可決いただきました、黒潮町債権管理条例の一部改正による私債権の遅延損害金に関する規定等が、令和6年4月1日から施行されることに伴い、関係する8つの条例を一括して改正するものでございます。

次に、議案第68号、黒潮町行政組織条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、庁内全体の効率化を図りながら、行政サービスの更なる充実を目指し、適正に対応できるよう新たに環境政策室の設置をするほか、所管する業務を変更するため、条例の一部改正をするものでございます。

次に、議案第69号、黒潮町会計年度任用職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、地方自治法の一部を改正する法律及び、令和5年6月9日付け総務省通知による、パートタイムの国家公務員に準じた、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給をするため、黒潮町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、黒潮町職員の育児休業等に関する条例、黒潮町技能職員の給与の種類及び基準を定める条例及び黒潮町企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の

4つの条例を一括して改正するものでございます。

次に、議案第 70 号、黒潮町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、常に地域防災の要として活躍している既存の消防団員とは別に、消防団員と同等の活動ができないなどの人が、特定の活動、役割に参加し、消防団の活動を補完する役割をもった団員いわゆる機能別団員の制度を導入するため、条例の一部改正をするものでございます。

次に、議案第 71 号、黒潮町情報センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、インターネットの民営化に伴い、新しい事業者と町所有の光ケーブルの貸与契約を IRU 契約で行うこととしていましたが、将来的な施設の譲渡等を見据えて、契約期間を変更しやすい卸電気通信役務の契約とするため、条例の一部改正をするものでございます。

次に、議案第 72 号、黒潮町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、医療費助成について、本条例の目的に規定される対象となる児童は、15 歳に達する日以降の最初の 3 月末日までの者としておりますが、現在の子ども施策等の社会情勢にかんがみ、その対象年齢を引上げるため、条例の一部改正をするものでございます。

次に、議案第 73 号、黒潮町介護保険条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、標準段階の多段階化について、令和 6 年 1 月 19 日に厚生労働省老健局長より、介護保険法施行令の一部を改正する政令等の公布についてが通知されたことに伴い、令和 6 年度から 3 年間の当町の介護保険料の規定を改正する必要が生じたことにより、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 74 号、黒潮町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、第 9 期黒潮町高齢者福祉計画、介護保険事業計画の策定時期に合わせまして、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布があり、その改正事項のうち、町が条例を定めるに当たっての従うべき基準についても同様の措置を講ずる必要が生じたことにより、町の介護サービスを定める 4 つの条例について改正が必要となりましたので、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 75 号、黒潮町営改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、黒潮町債権管理条例の一部改正において、私債権の遅延損害金に関する規定等を新たに定めことによる遅延損害金等の取り扱いを本条例に明記するため、また、別表において令和 4 年度の次に及び令和 5 年度を追記するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 76 号、黒潮町分担金賦課徴収条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、急傾斜地崩壊対策事業がけくずれ住家防災対策事業に採択となった場合の受益者分担金について軽減を図り、住宅地の安全性の向上と地域への定住を図るため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 77 号、黒潮町水道事業の給水に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、生活衛生等関係行政の機能強化を目的に、水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管するため、水道法が一部改正され令和6年4月1日より施行されることに伴い、黒潮町水道事業の給水に関する条例におきましても改正が必要となるものでございます。また、黒潮町債権管理条例の一部改正において、私債権の遅延損害金に関する規定等を新たに定めたことによる遅延損害金等の取り扱いを本条例に明記するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第78号、黒潮町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準ならびに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、先程の議案第77号、と同じく水道法が一部改正され、令和6年4月1日より施行されることに伴い、厚生労働大臣の語を引用しております、黒潮町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準ならびに水道技術管理者の資格基準に関する条例におきまして改正が必要となるため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第79号、黒潮町特定教育、保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、本条例の従うべき基準である内閣府令特定教育、保育施設及び特定地域型保育事業ならびに特定子ども、子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第80号、黒潮町宮川奨学資金貸与条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、黒潮町債権管理条例の一部改正において、私債権の遅延損害金に関する規定等を新たに定めことによる遅延損害金等の取り扱いを本条例に明記するとともに、返還方法を奨学生が選択することを明記することとしたため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第81号、令和5年度黒潮町一般会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ2億8,301万8,000円を増額し、総額をそれぞれ125億4,866万6,000円とするものでございます。

この補正予算の概要としましては、

1款議会費では、議員の1名欠員等、実績見込みによる人件費の調整等により、266万5,000円の減額。

2款総務費では、実績見込みによる人件費の調整のほか、積立基金の積立金の充当調整などによる決算見込みの調整や、国の補正予算を活用するため令和6年度からの前倒し対応による黒潮町教育振興交流施設整備に係る費用の追加等により、6億9,804万5,000円の増額。

3款民生費では、実績見込みによる人件費の調整のほか、各事業の決算見込みにより、4,061万7,000円の減額。

4款衛生費では、実績見込みによる人件費の調整や、国民健康保険直診会計において、医師の給与等について調整し繰出金の減を行うなどのほか、コロナワクチン接種など各事業の決算見込みにより、2,665万3,000円の減額。

5款農林水産業費では、実績見込みによる人件費の調整のほか、園芸用ハウス整備事業費補助金など、各種事業の精算により、8,917万1,000円の減額。

6款商工費では、実績見込みによる人件費の調整のほか、中小企業等融資利子補給などの町内事業者への支援費の減など、各事業の精算により、483万4,000円の減額。

7款土木費では、実績見込みによる人件費の調整のほか、社会資本整備事業工事や、がけくずれ住家防

災対策事業工事、町営住宅等整備工事など、事業実績による減額などにより、2億332万6,000円の減額。

9款消防費では、実績見込みによる人件費の調整のほか、各事業の精算により、737万8,000円の減額。

10款教育費では、実績見込みによる人件費の調整のほか、各事業の精算により、821万9,000円の減額。

11款災害復旧費では、実績見込みによる人件費の調整のほか、農地災害復旧費や、公共災害復旧費等の事業実績見込みによる精算により、2,716万4,000円の減額。

12款公債費では、償還利子の利率見直しにより500万円の減額。

これらの歳出に対する歳入は、分担金、及び、国庫支出金、県支出金などの特定財源について、歳出の補助事業関連の決算見込みにより、増、減の補正を行い、財政調整基金において、収支の調整を行っております。

また、翌年度に繰り越して使用する繰越明許費につきましては、新規28件、変更1件を記載しております。12月に議決をいただいた事業を含め、補正後の全体では31件の、総額14億1,930万8,000円を見込んでおります。

次に、議案第82号、令和5年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ5,280万円を減額し、歳入歳出総額を1,323万4,000円とするものでございます。

この減額の主な要因は、新規貸与希望者が少なかったことに伴い、貸付金の減額をするものでございます。

次に、議案第83号、令和5年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ5,948万1,000円を減額し、歳入歳出総額を14億1万8,000円とするものでございます。

この減額の主な要因は、実績見込み額による人件費の調整によるものでございます。

次に、議案第84号、令和5年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ1億3,184万9,000円を増額し、歳入歳出総額を19億2,050万4,000円とするものでございます。

この増額の主な要因は、決算見込みによる療養給付費1億3,000万円の増額ですが、併せて実績見込み額による人件費等の調整による減額、及び、特別調整交付金の増額などが確定したことに伴い、一般会計繰入金等を減額するものでございます。

次に、議案第85号、令和5年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ106万円を減額し、歳入歳出総額を2億3,844万7,000円とするものでございます。

この減額の主な要因は、人件費等の減額及び、その減額に伴う一般会計繰入金等の減額によるものでございます。

次に、議案第86号、令和5年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ215万7,000円を減額し、歳入歳出総額を6,206万2,000円とするものでございます。

この減額の主な要因は、医師の給与に係る人件費等の調整によるものでございます。

次に、議案第 87 号、令和 5 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ 6,883 万 9,000 円を減額し、歳入歳出総額を 18 億 413 万円とするものでございます。

この減額の主な要因は、これまでの各事業に係る歳出額の実績から見込額の調整を行ったことによるものでございます。

次に、議案第 88 号、令和 5 年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ 211 万 7,000 円を減額し、歳入歳出総額を 1,700 万 3,000 円とするものでございます。

この減額の主な要因は、これまでの実績により見込額の調整を行ったことによるものでございます。

次に、議案第 89 号、令和 5 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費を第 1 表繰越明許費として定めるものでございます。

次に、議案第 90 号、令和 6 年度黒潮町一般会計予算について説明させていただきます。

令和 6 年度の予算編成に当たっては、黒潮町総合戦略の 4 つの基本計画、創生基本計画、福祉基本計画、教育基本計画、防災基本計画に基づくとともに、

1 点目として、新型コロナウイルス感染症における感染予防の継続と Beyond (ビヨンド)、ビヨンドというのは乗り越えたという意味でございますが、ビヨンドコロナの時代を見据えた経済対策の推進。

2 点目として、製造業と一次産業を軸にした新産業創造事業の取り組み。

3 点目として、妊娠期から子育てまでの包括的な支援体制の強化。

4 点目として、黒潮町版地域包括ケアシステムの深化による地域社会の構築。

5 点目としては、自ら考え判断し行動できる力、学び続ける力の育成。

6 点目としては、全ての自然災害に対する防災、減災施策の推進。

7 点目として、移住、定住対策の推進及び安全な住宅地の形成。

8 点目として、高規格道路の早期完成と関連事業の推進。

9 点目として、カーボンニュートラル社会など SDGs の展開と DX による新しい時代に対応したまちづくりの推進。

といった 9 点を重点項目とし、住民ニーズにきめ細かく対応できるよう予算計上を行っております。

それでは、収支の状況の概略をご説明致します。

令和 6 年度一般会計当初予算は、108 億 7,000 万円となっております。

歳入の自主財源は、町税が 8 億 2,624 万 3,000 円、繰入金などを見込んで、依存財源は、地方交付税 39 億円、国庫支出金 14 億 3,632 万 2,000 円、県支出金 7 億 1,221 万 6,000 円など、75 億 432 万円を見込んでおります。

また、各種交付金等は令和 6 年度税制改正などを踏まえて試算し、寄附金は、ふるさと納税を前年度同額の 10 億円と見込んでおります。

町債は、10 億 6,988 万 2,000 円、繰入金は総額で 10 億 2,689 万 6,000 円となっており、財源不足を補うための財政調整基金から 2 億 3,658 万 2,000 円等の繰り入れを予定しております。

歳出では、義務的経費が人件費 17 億 8,721 万 6,000 円、扶助費 6 億 2,314 万 6,000 円、公債費 14 億 3,160 万 1,000 円など、38 億 4,196 万 3,000 円を計画し、投資的経費は、普通建設事業費 15 億 4,533 万円など、15 億 7,229 万 5,000 円を計上しております。

また、令和 6 年度末の一般会計に属する地方債現在高は 102 億 178 万 3,000 円の見込みとなっております。

次に、議案第 91 号、令和 6 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ 1,360 万 7,000 円とするものでございます。

前年度比では、金額にして 121 万 5,000 円、率にして、8.2 パーセントの減額となっております。

次に、議案第 92 号、令和 6 年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ 14 億 5,978 万 7,000 円とするものでございます。

前年度比では、金額にして 3,979 万円、率にして 2.8 パーセントの増額となっております。

次に、議案第 93 号、令和 6 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ 22 億 370 万 9,000 円とするものでございます。

前年度比では、金額にして 4 億 5,297 万 8,000 円、率にして 25.9 パーセントの増額となっております。

この増額の主な要因は、保険給付費の増額によるものとなっております。

次に、議案第 94 号、令和 6 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ 2 億 5,591 万 3,000 円とするものでございます。

前年度比では、金額にして 1,990 万 1,000 円、率にして 8.4 パーセントの増額となっております。

この増額の主な要因は、歳入の 1 款後期高齢者医療保険料、及び 3 款繰入金によるものでございます。

次に、議案第 95 号、令和 6 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ 6,379 万 1,000 円とするものでございます。

前年比では、金額にして 211 万 7,000 円、率にして 3.4 パーセントの増額となっております。

この増額の主な要因は、代診医師に係る委託料等が増額になったことによるものでございます。

次に、議案第 96 号、令和 6 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ 222 万 7,000 円とするものでございます。

前年度比では、金額にして 10 万円、率にして 4.3 パーセントの減額となっております。

減額の要因としましては、債務者の弁財が進んだことによるものでございます。内容につきましては、昨年度と同様の予算となっております。

次に、議案第 97 号、令和 6 年度黒潮町介護保険事業特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ 18 億 4,631 万 1,000 円とするものでございます。

前年度比では、金額にして 2,672 万 2,000 円、率にして 1.5 パーセントの増額となっております。

この増額の主な要因は、令和 6 年度からの介護報酬改定に伴う保険給付費の増によるものでございます。

次に、議案第 98 号、令和 6 年度黒潮町介護サービス事業特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ 2,051 万 6,000 円とするものでございます。

前年度比では、金額にして 112 万円、率にして 5.8 パーセントの増額となっております。

この増額の主な要因は、人件費の増額によるものでございます。

次に、議案第 99 号、令和 6 年度黒潮町情報センター事業特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、歳入歳出の予算総額をそれぞれ 1 億 1,468 万 5,000 円とするものでございます。

前年度比では、金額にして 2 億 177 万 6,000 円、率にして 63.8 パーセントの減額となっております。

この減額の主な要因は、インターネット事業の民営化や、公債費の減額等によるものでございます。

次に、議案第 100 号、令和 6 年度黒潮町集落排水事業特別会計予算について説明させていただきます。

黒潮町集落排水事業特別会計は、令和 5 年度以前の黒潮町農業集落排水事業特別会計と黒潮町漁業集落排水事業特別会計を合わせたものとなっており、令和 6 年 4 月 1 日より公営企業会計の適用となります。

この予算につきましては、収益的収入及び支出である第 3 条予算で、収入、支出の総額をそれぞれ 5,271 万円とするもので、集落排水事業に加入をいただいているご家庭の汚水処理するための費用であり、集落排水使用料等により運営するものでございます。

次に、議案第 101 号、令和 6 年度黒潮町水道事業特別会計予算について説明させていただきます。

この予算につきましては、収益的収入及び支出である第 3 条予算で、収入の総額を 3 億 1,874 万 7,000 円に、支出の総額を 2 億 8,647 万 7,000 円とするものでございます。

資本的収入及び支出である第 4 条予算の施設の整備、改良として、ろ過施設の造成工事、建築工事、機器工事と基幹管路、配水管の更新やポンプの更新工事を行うこととしております。

次に、議案第 102 号、黒潮町畜産団地施設に係る指定管理者の指定について説明させていただきます。

この施設につきましては、畜産経営の団地化を推進することにより生活環境の保全と農業経営の規模を拡大し、地区農家の所得の増大と生活水準の向上を図ることを目的に設置をしております。

令和 5 年 11 月 1 日より公募を実施したところ、佐賀町横浜生産農業組合代表者、村越竜馬氏 1 者から応募がありました。

佐賀町横浜生産農業組合につきましては、黒潮町畜産団地施設が設立された昭和 57 年度から、施設の維持管理と畜産業の振興のため有効に運営を行ってきており、現在もこの施設の指定管理を受けている団体でございます。

また、継続的、安定的な取引先を有しており、後継者育成を通じ将来的な施設利用の計画を持っていること、地域雇用を通じての地域貢献もできていることなど、これまでの実績等も踏まえ、業務を適切に行える団体であると期待できることから、黒潮町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第 4 条により、指定管理者候補として、高知県幡多郡黒潮町佐賀字上灘山 3206 番 2、佐賀町横浜生産農業組合代表者、村越竜馬を指定管理者候補として選定しましたので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、期間は、令和 6 年 4 月 1 日より令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年間でございます。

次に、議案第 103 号、黒潮町さが交流拠点施設なぶら土佐佐賀に係る指定管理者の指定について説明させていただきます。

この施設につきましては、地場産業振興による雇用の場の確保と、観光振興等による交流人口の拡大を図り、情報発信等による地域活性化に資するために設置しています。

令和 5 年 12 月 18 日より公募を実施したところ、株式会社なぶら土佐佐賀、代表取締役明神慶氏 1 者から応募がありました。

株式会社なぶら土佐佐賀は、当該施設の現在の指定管理者であり、施設内には直販所やレストランを併設しており、町内外を問わず、多くの方が訪れます。

また、施設内にはインフォメーションのコーナーも常設しており、黒潮町観光の情報発信なども行われ、交流人口の拡大に寄与する状況にあります。

これまで培ってきたノウハウをさらに発展させ、地域に貢献していただけることを期待できることから、黒潮町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第4条の規定に基づき、高知県幡多郡黒潮町佐賀1350番地、株式会社なぶら土佐佐賀、代表者取締役、明神慶を指定管理者候補として選定しましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、期間は、令和6年4月1日より令和11年3月31日までの5年間でございます。

次に、議案第104号、黒潮町地域特産品処理加工施設に係る指定管理者の指定について説明させていただきます。

この施設につきましては、町の特産品を活用した加工品の製造及び販売を一体的に運営する仕組みをつくることにより、地場産業を創設し、もって就労の機会の拡大と生産者の所得向上を図るために設置をしております。

当施設の指定管理者の候補につきましては、黒潮町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条の規定に基づき、指定管理者候補を選定の上、指定管理者選定委員会に諮り株式会社黒潮町缶詰製作所と致しました。

施設の設置当初より、町が出資する法人である株式会社黒潮町缶詰製作所を指定管理者に指定、防災対策を兼ねた地場産品の活用と町の雇用対策を担い設立され、11期目となります。

これまで育んできたノウハウを今後も活かし、地場産品の活用と地域雇用の継続、施設設置の目的を効果的かつ効率的に達成できると考え、黒潮町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条の規定に基づき、高知県幡多郡黒潮町入野4370番地2、株式会社黒潮町缶詰製作所、代表取締役、松本敏郎を指定管理者候補として選定しましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、期間は、令和6年4月1日より令和11年3月31日までの5年間でございます。

最後に、議案第105号、黒潮町立水産関係等共同作業場に係る指定管理者の指定について説明させていただきます。

幡多郡黒潮町黒潮1番地11の黒潮町立水産関係等共同作業場につきましては、当町における地域産品の加工販売を行い、地域との連携を図ることにより質の高いサービスを提供するとともに、安全、安心な加工品の販売促進に取り組むことを目的としております。

今回、当該施設の指定管理期間の満了に伴い、令和6年1月4日から1月31日の期間において新たな公募による指定管理者の募集を行ったところ、2者より指定申請がございました。

選定に当たりましては、黒潮町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第3条に基づき公募による候補の選定を行い、同条例第6条、公の施設に係る指定管理者選定委員会に諮って、慎重に審議を致しました。

選定の結果、同条例第4条により、指定管理者候補として、高知県幡多郡黒潮町佐賀763番地、明神水産株式会社、代表取締役、明神正一を指定管理者候補として選定しましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間でございます。

提案説明は以上でございますが、このあと、副町長並びに関係課室長に補足説明をさせますので、適切なご決定をよしくお願ひ致します。

なお、議会最終日に、固定資産評価審査委員会の委員の選任についての議案を3件、教育委員会の委員の任命についての議案を1件、教育長の任命についての議案を1件、追加させていただく予定となっておりますので、どうぞよろしくお願ひ致します。

議長（中島一郎君）

ただ今、提案理由の説明をいただいておりますけど、この際、10時35分まで休憩致します。

休憩 10時 20分

再開 10時 35分

議長（中島一郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

提案理由の説明を続けます。

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは、議案第66号、黒潮町地域医療審議会設置条例の制定について補足説明を致します。議案書は3ページ、条例は4ページをご覧ください。

この条例は、黒潮町内の医療体制を充実させるため、民間の医療機関や歯科医師、薬局等を含めた包括的な審議会として新たに設置するものであります。

まず、第1条に設置目的を規定しています。町民が安心して暮らせる地域医療について審議するため、地方自治法第138条の4第3項に基づく審議会として設置することを明記しております。

次に、第2条では所掌事務を規定しています。町長からの諮問に応じ、町全体の医療体制に関すること、及び直診の拳ノ川診療所などの地域医療に関するこを審議することとしております。

次に、第3条では審議会の委員を規定しています。町民の代表や町内の医療関係者など、総勢15名以内の方を委員に委嘱したいと考えております。

次に、第4条と第5条は委員の任期や役員等を明記しており、末尾の附則で本条例の施行を本年4月1日からとしています。

併せて、第6条の規定に基づき、本条例の制定と合わせまして、別途審議会規則を制定することとしております。

議案第66号の補足説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

議長（中島一郎君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

私の方からは、議案第67号から議案第69号までの条例改正等に伴う3つの議案の補足説明を行います。

初めに、議案第67号、黒潮町債権管理条例の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてまして、補足説明を行います。

この条例制定案は、令和5年12月議会定例会において可決いただいた、黒潮町債権管理条例の一部改正による私債権の遅延損害金に関する規定等が、令和6年4月1日から施行されることに伴い、関係する8つの条例を一括して改正するもので、町の私債権に係る債務者の納付の公平性や適正な債権管理を行うため、この改正した条例に基づき統一した取扱いをするための改正案となります。

議案書は、5ページ、条例案は6ページから、また、新旧対照表は、参考資料の1ページから8ページに、それぞれ記載をしておりますので、ご参照をお願いします。

条例案につきまして説明をさせていただきますので、参考資料の新旧対照表の1ページをお開きください。

第1条による改正は、黒潮町移住者支援住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正となっており、改正内容としては、改正前の第5条を第6条とし、第5条に新たに納入通知、督促、遅延損害金等の基準を定めるもので、家賃の納入通知、督促、遅延損害金、保証人に対する通知その他の徴収及び管理について、黒潮町債権管理条例の例によるものとするものです。

次の2ページをお願いします。

第2条による改正は、黒潮町行政財産の目的外使用料条例の一部改正となっており、第1条による改正と内容は同様で、第4条に新たに、納入通知、督促、遅延損害金等の基準を定め債権管理条例の例によるものとしております。

次の3ページをお願いします。

第3条による改正は、黒潮町公用財産管理条例の一部改正となっており、先の改正と同様で、第13条の2に基準を定めております。

次の4ページをお願いします。

第4条による改正は、黒潮町営教員住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正です。先の改正と同様で、第7条の2に改正をしております。

次の5ページをお願いします。

第5条による改正は、黒潮町大方球場条例の一部改正となっており、これまでと同様の内容で、第10条の2に基準を定めております。

次の6ページをお願いします。

第6条による改正は、黒潮町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正です。これまでと同様の内容で、第17条の2に基準を定めております。

また、第46条の改正については、使用の許可を受けた社会福祉法人による町営住宅の使用に当たって、準用する規定に、この改正で定めた第17条の2の規定を加えるものです。

次の7ページをお願いします。

第7条による改正は、黒潮町営特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正となっており、これまでと同様の内容で、第17条の2に改正するものです。

次の8ページをお願いします。

最後に第8条による改正は、黒潮町営拳ノ川若者住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正となっており、これまでと同様の内容で、第17条の2に基準を定めております。

議案書8ページをお願い致します。

附則においてこの改正の施行は、令和6年4月1日としております。

以上で、議案第67号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第68号、黒潮町行政組織条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明を行います。

この条例改正は、行政組織機構の変更に伴うものでございます。

近年の事務量の増大に伴い、限られた人員の中で、各課、係の業務量等の均衡を図るとともに、府内全

体の効率化を図りながら、行政サービスのさらなる充実を目指し、新たな室の設置や、所管する業務を変更するものとなります。

昨年に黒潮町は脱炭素先行地域として、国内 100 市町村の 1 つとして選定され、事務を所管していた住民課環境保全係をさらに充実させるため、新たに環境政策室として新設します。

そのほか、事務の合理化、効率化を目指した分掌事務の移行や集約などを行うため、担当部署、また、これらの推進に取り組むための所管する事務を明示するための改正案となります。

議案書は 9 ページに、条例案は 10 ページにあります。

また、新旧対照表につきましては、参考資料の 9 ページから 13 ページにそれぞれ記載をしております。新旧対照表の参考資料の 9 ページをお開きください。

課の設置を定める第 1 条第 1 号は、改正後の本庁の機構に、新たに環境政策室を設置するものとなります。

同ページ下段以降は、各課室の分掌事務を定める第 2 条の改正となります。

10 ページをお願い致します。

第 4 号の住民課の分掌事務のうち改正前のウ児童手当に關すること、を削り移管するもので、11 ページ改正後の中段にあります、健康福祉課の分掌事務としてエの項目に加えるものとなります。

10 ページ中段から、改正前の住民課の環境衛生に關することから、シのし尿汲取業者の許可に關することまでの 7 項目の事務を、改正後の第 5 号として、新設する環境政策室で引き継ぐもので、クの脱炭素推進に關することの事務も加えて所管するものです。

13 ページをお願いします。

次に、改正前第 9 号の地域住民課の分掌事務である二の人権啓発に關すること、ヌの人権擁護に關すること、ネの住宅新築資金等に關することの 3 項目の事務を削り、教育委員会の所管とするものです。

なお、教育委員会の係や事務分掌については、黒潮町教育委員会事務局組織規則で定められており、この条例の改正に併せ一部改正を見込んでいるものです。

また、改正後の地域住民課の事務として、二の町民館・児童館の運営に關することは、同課で継続して所管するものし、この条例に追加表記するものです。

主な改正内容は以上となります、これらの改正により、改正後の課室の各号や分掌事務の符号のずれも調整する改正案となっております。

議案書の 10 ページをお願いします。

附則において当該改正の施行は、令和 6 年 4 月 1 日となります。

以上で議案第 68 号の補足説明を終わります。

次に、議案第 69 号、黒潮町会計年度任用職員の給与に關する条例等の一部を改正する条例につきまして、補足説明を行います。

この条例案は、地方自治法の一部改正及び、令和 5 年 6 月 9 日付け総務省通知による、国家公務員に準じた、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給をするための、黒潮町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に關する条例、黒潮町職員の育児休業等に關する条例、黒潮町技能職員の給与の種類及び基準を定める条例及び黒潮町企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の 4 つの条例を一括して改正するための条例となっております。

議案書は、11 ページ、条例案は 12 ページから、また、新旧対照表は、参考資料の 14 ページから 18 ページに、それぞれ記載をしております。

参考資料新旧対照表の 14 ページをお開きください。

主に改正となった下線部分を抜粋して内容を説明させていただきます。

第 1 条による改正では、黒潮町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正となっており、会計年度任用職員の給与に勤勉手当を追加するものとなります。

第 3 条第 1 項では、フルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員にそれぞれ支給する給与に勤勉手当を追加しています。

また、第 15 条の 2 に勤勉手当の項目を新たに規定し、第 1 項では、給与条例第 23 条に規定する一般職の職員の勤勉手当について、任期が 6 か月以上のフルタイム会計年度任用職員に準用するものとしています。

第 2 項は、当条例の期末手当の基準を準用する規定で、任期が 6 か月に満たないフルタイム会計年度任用職員について、1 会計年度内における任期の合計が 6 か月以上に至ったときや、6 月期の支給において、前会計年度の末日まで任用され、引き続き任用された者の任期の合計が 6 か月以上に至ったときは、6 か月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなすものです。

次の第 24 条は、期末手当の規定において、任期が 6 か月以上のパートタイム会計年度任用職員のうち 1 週間当たりの勤務時間が著しく短い者を支給対象から除くこととしており、勤勉手当の支給対象についても同様の取扱いとするため追加規定するものです。

次の 15 ページをお願いします。

改正後の欄、中段の第 24 条の 2 は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の規定で、第 1 項では、給与条例第 23 条に規定する一般職の職員の勤勉手当について、任期が 6 か月以上のパートタイム会計年度任用職員に準用するもので、勤勉手当の基礎額は、パートタイム会計年度任用職員の場合は、基準日以前の 6 か月以内の在職期間における報酬の 1 か月当たりの平均額と読み替えることを定めています。

次の第 2 項も、当条例の期末手当の基準を準用する規定で、任期が 6 か月に満たないパートタイム会計年度任用職員について、1 会計年度内における任期の合計が 6 か月以上に至ったときや、6 月期の支給において、前会計年度の末日まで任用され、引き続き任用された者の任期の合計が 6 か月以上に至ったときは、6 か月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなすものです。

次の 16 ページをお願いします。

第 2 条による改正は、黒潮町職員の育児休業に関する条例の一部改正となっており、第 7 条では、今回の会計年度任用職員の勤勉手当支給の改正に伴い、支給の対象から除かれていた育児休業をしている会計年度任用職員についても、基準日以前 6 か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、一般職員同様に勤勉手当を支給することとなるものです。

次の第 8 条は、先の第 7 条の改正による用語の調整となっております。

次の 17 ページをお願いします。

第 3 条による改正は、黒潮町技能職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正となっており、会計年度任用技能職員の給与に勤勉手当を追加するものとなります。

第 5 条第 1 号では、地方公務員法に定める 1 週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務職員に比べ短い時間である者、いわゆるパートタイム会計年度任用技能職員に支給する給与に勤勉手当を追加しています。

また、同条第 2 号も同様にいわゆるフルタイム会計年度任用技能職員に勤勉手当を追加する改正となっています。

次の 18 ページをお願いします。

第4条による改正は、黒潮町企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正となっており、先の第3条による改正と内容は同じで、会計年度任用企業職員の給与に勤勉手当を追加するものとなります。

第18条第1号では、いわゆるパートタイム会計年度任用企業職員に、また、同条第2号で、いわゆるフルタイム会計年度任用企業職員にそれぞれ勤勉手当を追加する改正となっています。

議案書13ページをお願いします。

附則において当該改正の施行は、令和6年4月1日となっているものです。

以上、議案第69号の補足説明を終わります。議案第67号、第68号と併せて、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは、議案第70号及び議案第71号につきまして、補足説明致します。

初めに、議案第70号黒潮町消防団の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部を改正する条例について補足説明致します。議案書は14ページから15ページ、新旧対照表は参考資料19ページから20ページをご覧ください。

本条例の一部改正は、機能別団員の制度を導入するための一部改正となります。

常に地域防災の要として活躍している既存の消防団員を基本団員とし、基本団員と同等の活動ができないなどの人が、特定の活動、役割に参加し、基本団員の活動を補完する役割をもった団員を機能別団員といいます。

それでは新旧対照表にてご説明致します。参考資料の新旧対照表19ページをお開きください。

第2条の2を追加致しまして、団員の種類を規定し、同条第1項第2号で機能別団員を災害への対応、行方不明者捜索、町長が必要と認める職務に従事する団員と定め、同条第1項第1号で基本団員を機能別団員以外の団員と定めています。

第9条は災害の文言整理によるものです。

第13条は団員の報酬について定めたものであり、同条第2項により機能別団員には、年額報酬を支給しないことを定めています。

続きまして、20ページをお開きください。

同条第4項は団員の出動報酬を定めており、同条同項第1号で行方不明者捜索を追記、同条同項第5号で前各号以外の職務の場合を追加し、出動報酬について明文化するものです。

同条第5項は、団員が、団長が招集をしない職務に従事した場合の報酬を規定しており、文言の整理として訓練を職務に改め、報酬を前項第5号の前各号に掲げる職務以外の場合の出動報酬とするものです。

議案書15ページにお戻りください。

この条例は、附則により令和6年4月1日から施行することとしております。

以上で、議案第70号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第71号、黒潮町情報センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての補足説明を致します。議案書は16ページから18ページ、新旧対照表は参考資料21ページから24ページをご覧ください。

インターネットの民営化に伴い、新しい事業者と町所有の光ケーブルの貸与契約をIRU、関係当事者の合意がないと破棄し得ない使用権の契約で行うこととしていましたが、将来的な施設の譲渡等を見据えて、

契約期間を変更しやすい卸電気通信役務といわれる、他事業者の通信事業のために設備などを提供するサービスの契約とするため、本条例の一部改正を行うものです。

また、併せて、各ご家庭へのインターネット接続のための光ケーブル工事についても整理致しております。

それでは、新旧対照表にて説明致します。参考資料の新旧対照表 21 ページをお開きください。

まず、第 4 条第 1 項第 8 号に卸電気通信役務の提供を追記し、以下、号を繰り下げるものでございます。

第 8 条の 2 は、卸電気通信役務の提供に係る引込工事費に関する記述として追加するものでございます。

第 9 条第 1 項、及び 22 ページの同条第 2 項は、宅内工事について、それぞれ文言の整理により改めるものでございます。

第 9 条の 2 は、卸電気通信役務の提供に係る宅内工事費に関する記述として追加するものでございます。

また、第 10 条の 2 に卸電気通信役務の提供に係る受信機器の貸与等として、通信用光電気変換器、いわゆる ONU の貸与等についての記述を追加するものでございます。

第 15 条は、加入金、引込工事費及び使用料の減額についての記載ですが、先に第 8 条の 2 を追加したことにより、同条第 1 項にならびに第 8 条の 2 を追記するものでございます。

続きまして、23 ページをご覧ください。

第 16 条は加入金、引込工事費及び使用料の免除の記載でございますが、同条第 1 項は、文言の整理により使用料を免除することができるに改めるものでございます。

第 17 条は、使用料等及び宅内工事費の不還付の記載として、及び宅内工事費を追記するものでございます。

また、同条の 2 として、使用料等及び宅内工事費の徴収及び管理に係る納入の通知、督促、遅延損害金等の取扱いについて追記するものでございます。

附則の第 2 項は加入金等の特例について、文言の整理等を行ったものでございます。

議案書 18 ページにお戻りください。

この条例は、附則により令和 6 年 4 月 1 日から施行することとしております。

以上で、議案第 71 号の補足説明を終わります。議案第 70 号と併せて、ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは、議案第 72 号、第 73 号、第 74 号につきまして、一括して補足説明をさせていただきます。

まず、議案第 72 号、黒潮町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例につきまして補足説明をさせていただきます。議案書は 19 ページ、条例案は 20 ページ、参考資料は 25 ページになります。

本条例は、乳児、幼児及び児童ならびに重度心身障がい児者の医療費の一部を助成し、対象の皆さまの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とし制定された条例となっております。

改正の理由としましては、これまでには、目的に規程される児童について、15 歳に達する日以降の最初の 3 月末日までの者に対する医療費の助成をしてきましたが、現在の子ども施策等の社会情勢にかんがみ、対象年齢を引上げるための改正をするものでございます。

それでは、改正の条文について、新旧対照表にてご説明をさせていただきます。資料の 25 ページをお開きください。

第2条において、児童の定義をしておりますが、これまで15歳としていた年齢を、18歳と改めるものでございます。

議案書20ページにお戻りください。

附則におきまして、本条例の施行期日を定めており、令和6年4月1日から施行とするものでございます。

なお、経過措置としまして、この改正後の第2条第3項の規程は、令和6年4月1日以降において受けた医療に係る医療費について適用することとし、同日前において受けた医療に係る医療費の助成については、これまでどおり15歳までとしております。

以上で、議案第72号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第73号、黒潮町介護保険条例の一部改正する条例につきまして補足説明をさせていただきます。議案書は21ページ、条例案は22ページ、参考資料は26ページから28ページになります。

令和5年度は、令和6年度から令和8年度までの第9期黒潮町高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定の年となっていました。

この計画の改正においては、介護保険制度の持続可能性を確保するため、低所得者の保険料上昇を抑制することとして高所得者の標準乗率の引上げ、及び低所得者の標準乗率の引下げを、また、多くの自治体で9段階を超える多段階の保険料設定がなされていたことを踏まえ、標準段階の多段階化について、令和6年1月19日に厚生労働省老健局長より介護保険法施行令の一部を改正する政令等の公布についてが通知されました。そのため、令和6年度から3年間の当町の介護保険料の規定を改正する必要が生じましたので、黒潮町介護保険条例の一部を改正するものでございます。

それでは個々の条文について、新旧対照表にてご説明します。参考資料の26ページをお開きください。

第2条につきましては、令和6年度から令和8年度までの黒潮町に住所を有する65歳以上の第1号被保険者の皆さまの介護保険料を規定しております。

第1号から第9号までは、それぞれの所得段階ごとの年間の介護保険料の金額を規定しております、第1号は第1段階の介護保険料3万3,600円を32,200円に、以下、第2号から第9号までは新旧対照表の右側下線部の金額にそれぞれ改正をするものでございます。

併せて、第10号から第13号につきましては、新たな標準段階及びその保険料額が設定をされることとなるものでございます。

第2項から第4項につきましては、第1段階から第3段階までの第1号被保険者が負担する介護保険料について、低所得者に係る軽減後の負担額を規定しており、27ページにいきまして、第2項の改正は、対象年度の改正をし、第3項の改正は、対象年度と併せて軽減後の第2段階の介護保険料を3万4,300円に、第4項の改正は、対象年度と併せて軽減後の第3段階の介護保険料を4万8,500円に改め、第1項で規定した第1段階から第3段階までの介護保険料額から軽減した金額を規定するものでございます。

第4条第3項の改正は、介護保険制度における境界層措置の適用について規定しておりますが、その適用範囲について、これまで賦課区分を1段階から9段階に定めていたため1段階から8段階に対して適用していたものを、今回の条例改正において1段階から13段階の賦課区分に規定することに伴い、追加される9段階から12段階について境界層措置の適用を規定するものでございます。

議案書の22ページにお戻りください。

附則第1の施行期日につきましては、令和6年4月1日としておりますが、附則第2につきましては経過措置を規定しており、この条例改正による改正は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前

の年度分の介護保険料については、従前の例によるものとしております。

以上で、議案第 73 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 74 号、黒潮町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

令和 6 年度から令和 8 年度までの第 9 期黒潮町高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定時期に合わせまして、令和 6 年 1 月 25 日に指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布がございました。その改正事項のうち、県又は町が条例を定めるに当たっての従うべき基準についても同様の措置を講ずる必要が生じたことにより、町の介護サービスを定める 4 つの条例について改正が必要となりましたので、本議会に上程させていただいたものでございます。

議案書は 23 ページ、条例案は 24 ページから 39 ページ、また新旧対照表は、参考資料の 29 ページから 104 ページにそれぞれを記載しておりますのでご参照をお願いします。

第 9 期黒潮町高齢者福祉計画・介護保険事業計画の制度改正におきましては、1 つ目は、地域包括ケアシステムの深化、推進。

2 つ目は、自立支援、重度化防止に向けた対応。

3 つ目は、良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい環境づくり。

4 つ目は、制度の安定性、持続可能性の確保。

5 つ目は、その他として各サービスにわたって、書面掲示規制の見直し、通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化等となっており、これら 5 点について、指定居宅サービス等における基準の主な改正がなされております。

また、本条例案は、第 1 条から第 4 条について規定しており、第 1 条は、黒潮町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例。

第 2 条は、黒潮町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例。

第 3 条は、黒潮町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例。

第 4 条は、黒潮町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例。この 4 点について、それぞれ一部改正をするものでございます。

それでは、個々の条文の主な改正について新旧対照表にてご説明致します。新旧対照表の 29 ページ、お願いします。

第 1 条による改正では、居宅の介護支援専門員の事業所について規定したものとなっておりまして、第 2 条では、地域包括支援センターの定義を明確にし、第 3 条第 2 項、及び 30 ページの第 3 項では、介護支援専門員の 1 人当たりの取扱件数の見直しを、第 4 条では管理者の兼務範囲の明確化を、31 ページの第 5 条第 3 項を新設し、第 2 項から第 4 項においては、ケアマネジメントの公正中立性の確保のための取り組みの見直しを、32 ページの第 5 項から 33 ページの第 9 項は、第 3 項の新設に伴い項を繰り下げるとともに、令和 5 年 12 月 26 日公布のデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令により、特定の媒体名を削り抽象的な規定に改める事が求められましたので、本省令改正に併せて改正を行うものです。

第 14 条第 1 項第 2 号の 2、及び 34 ページ第 2 号の 3 は、身体拘束等の適正化の推進を、また第 15 号は、テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施を、35 ページの第 29 号は指定介護予防支援事業者を明

確化し、第23条は、文言の修正及び書面掲示規制の見直しを、36ページ第30条第2項第3号は身体拘束等の適正化の推進を、第4号から第6号は文言の修正を、第32条は、第5条同様にデジタル関連の電磁的記録の定義に関する改正を行うものとなっております。

38ページ。

第2条による改正では、指定介護予防支援事業所について規定したものとなっておりまして、第3条第1項は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律による介護保険法が改正されており、令和6年4月1日より指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を受けることができるようになることに伴い規定をするものです。

第2項は、指定居宅介護支援事業者による指定介護予防支援の円滑な実施を規定し、第4条第1項及び第2項では、指定介護予防支援事業所の定義を定め、39ページの第3項及び第4項では、指定居宅介護支援事業者による指定介護予防支援の円滑な実施について規定するものです。

第5条第2項、及び40ページの第3項においては文言の修正を、第4項第2号においては、CD-ROM等の記録媒体を指定する規制の見直しをしております。

41ページの第11条第2項、第3項において、指定居宅介護支援事業者による指定介護予防支援の円滑な実施について新設して規定し、第12条及び第13条では文言の修正を、42ページの第22条では、文言の修正及び書面掲示規制の見直しを、43ページにかけての第29条第2項では第3号を追加し、身体拘束等の適正化の推進を規定し、それ以降については文言の修正をしております。

44ページにかけての第31条第1項第2号に2号の2、2号の3を追加し、身体拘束等の適正化の推進を規定し、第17号にはテレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施を追加し、46ページの第31号は、指定居宅介護支援事業者による指定介護予防支援の円滑な実施を規定するものです。

46から47ページにかけての第34条は、デジタル関連の電磁的記録の定義に関する改正となっております。

48ページ。

第3条による改正では、町が指定する地域密着型サービスに係る基準を規定しております。

第4条から第44条までは、定期巡回、随時対応型訪問介護看護のサービスについて規定しており、48ページの第5条の改正は、サービスの提供に当たれる者について明確に規定するものです。

49ページの第6条第5項第11号を削る改正は、介護療養型医療施設のサービスが、健康保険法等の一部を改正する法律によって完全廃止となりましたので削る改正を行ったものです。

50ページにかけての第7条では管理者の兼務範囲の明確化を規定する改正をしております。

第9条は、CD-ROM等の記録媒体を指定する規制の見直しを、51ページの第24条の改正は、身体拘束等の適正化の推進を規定し、52ページの第34条は書面掲示規制の見直しを、第42条は身体拘束等の適正化の推進を規定するものです。

第45条から第59条までは、夜間対応型訪問介護を規定しており、53ページの第47条第4項第11号の改正は、介護療養型医療施設の完全廃止を受け削り、54ページにかけての第48条は管理者の兼務範囲の明確化を、第51条及び55ページの第58条の改正は、身体拘束等の適正化の推進を規定しております。

第60条から第98条までは、地域密着型通所介護を規定しており、第62条は管理者の兼務範囲の明確化を、56ページの第67条第5号、第6号及び57ページにかけての第77条第2項第3号の新設につきましては、身体拘束等の適正化の推進を規定しております。

第80条は項ずれの調整を、58ページの第84条は管理者の兼務範囲の明確化を、59ページにかけての第

89 条は文言の修正を、第 90 条及び 60 ページの第 97 条は身体拘束等の適正化の推進を規定するものです。

第 99 条から第 111 条までは、認知症対応型通所介護を規定しており、第 101 条は管理者の兼務範囲の明確化を、61 ページの 104 条は指定介護療養型医療施設はなくなりますが施設運営の経験は残りますので、その意義を明らかにするための規定の仕方を改正し、第 105 条は管理者の兼務範囲の明確化を、62 ページの第 107 条、第 110 条は、身体拘束等の適正化の推進を規定するものです。

第 112 条から第 138 条までは、小規模多機能型居宅介護を規定しており、63 ページの第 113 条は、廃止が決定された指定介護療養型医療施設の規定を削り、64 ページの第 114 条は、管理者の兼務範囲の明確化及び兼務可能なサービス類型の制限の廃止を、66 ページの第 123 条においては、身体拘束等の適正化の推進を規定するものです。67 ページ下段の第 136 条の 2 は、利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付けを追記するものとなっています。

第 139 条から第 158 条までは、認知症対応型共同生活介護を規定しており、68 ページの下段第 141 条及び 69 ページの第 151 条は管理者の兼務範囲の明確化を、第 155 条第 2 項から 70 ページの第 6 項までを追加し、協力医療機関との連携体制の構築、及び新興感染症発生時の対応を行う医療機関との連携を規定し、71 ページ下段から 72 ページにかけての第 158 条の準用規定では、利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付けについて追加するものです。

第 159 条から第 178 条までは、地域密着型特定施設入居者生活介護を規定しており、73 ページの第 160 条第 11 項は、生産性向上に先進的に取組む特定施設に係る人員配置基準の特例的な柔軟化について追記するものです。74 ページの第 161 条は管理者の兼務範囲の明確化を、75 ページにかけての第 176 条は、協力医療機関との連携体制の構築及び新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携を規定しております。76 ページの第 178 条は、利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付けを追記するものとなっています。

第 179 条から第 219 条までは、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を規定しており、77 ページの第 180 条は、廃止が決定された指定介護療養型医療施設に係る規定を削り、78 ページの第 195 条は、緊急時等における対応方法の定期的な見直しの義務付けを規定し、79 ページの第 196 条は、管理者の兼務範囲の明確化を、80 ページにかけての第 202 条は、協力医療機関との連携体制の構築及び新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携について追加し、82 ページ下段第 217 条はユニットケア施設管理者研修の受講の努力義務を規定し、第 207 条、及び 83 ページの第 219 条の準用規定では、利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付けについて追加するものです。

第 220 条から第 232 条までは看護小規模多機能型居宅介護を規定しており、84 ページの第 220 条は引用箇所を改め、第 221 条は、廃止が決定された指定介護療養型医療施設の規定を削り、85 ページの第 222 条は管理者の兼務範囲の明確化を、第 227 条は看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化及び身体拘束等の適正化の推進を規定しております。87 ページ中段からの第 232 条の準用規定では、利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付けについて追加し、88 ページの第 233 条は、デジタル関連の電磁的記録の定義に関する改正を行うものとなっています。

続きまして、91 ページ、第 4 条による改正では、町が指定する地域密着型介護予防サービス事業に係る

基準を規定しております。

第4条から第42条までは、介護予防認知症対応型通所介護のサービスについて規定しており、91ページの第6条の改正は、管理者の兼務範囲の明確化について規定し、92ページにかけての第9条は指定介護療養型医療施設は無くなりますが施設運営の経験は残りますので、その意義を明らかにするための規定の仕方を改正し、第10条の改正は、管理者の兼務範囲の明確化をし、93ページの第11条は、CD-ROM等の記録媒体を指定する規制の見直しを、第32条は書面掲示規制の見直しを、94ページの第40条、95ページの第42条は身体拘束等の適正化の推進を規定するものです。

第43条から第68条までは、介護予防小規模多機能型居宅介護のサービスについて規定しており、95から96ページの第44条は廃止が決定された指定介護療養型医療施設の規定を削り、97ページの第45条は管理者の兼務範囲の明確化及び兼務可能なサービス類型の制限の廃止を、98ページの第53条は身体的拘束等の適正化の推進を、第62条の2は利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付けについて追記するものです。

第69条から第89条までは、介護予防認知症対応型共同生活介護のサービスについて規定しており、100ページの第71条、第78条は管理者の兼務範囲の明確化を、101ページから102ページにかけての第82条は協力医療機関との連携体制の構築及び新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携を、103ページの第85条の準用規定では、利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付けについて規定し、第90条はデジタル関連の電磁的記録の定義に関する改正を行うものとなっています。

議案書の38ページをお開きください。

この条例の施行期日は、令和6年4月1日ですが、附則第1条、第2条については、令和7年4月1日から施行となり、附則第3条、第4条については令和9年4月1日からの施行となるものでございます。

以上で、議案第74号の補足説明を終わります。

議案第72号、第73号と併せて、ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長（中島一郎君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（徳廣誠司君）

それでは議案第75号、黒潮町営改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。議案書は40ページからになります。

条例改正の理由と致しましては、黒潮町債権管理条例により遅延損害金等の取り扱いをするようになつたため、黒潮町営改良住宅の設置及び管理に関する条例においても明記することとしたものでございます。

また、本条例の別表におきまして、令和4年度の次に及び令和5年度を追記するものでございます。

それでは、改正箇所につきまして、新旧対照表にてご説明致します。参考資料の105ページをお開きください。

第14条2におきまして、黒潮町債権管理条例の例により、家賃及び敷金の徴収及び管理に係る納入の通知、督促、遅延損害金等の取扱いについては、この条例に定めるもののほか、黒潮町債権管理条例の定めるところによる、を加えるものです。

また、別表において、105ページ下段の名称等の浜松の項から106ページの横浜の項について、現在進めています住宅の更新状況により、令和4年度の次に及び令和5年度を追記するものでございます。

議案書の41ページにお戻りください。

附則において、施行日を令和6年4月1日から施行するとしております。

以上で、議案第75号、黒潮町営改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

議長（中島一郎君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

それでは私の方からは、議案第76号、第77号、第78号につきまして、補足説明をさせていただきます。

まず、議案第76号、黒潮町分担金賦課徴収条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。議案書は42ページからになります。

改正の理由と致しましては、土砂災害特別警戒区域が指定されたことにより、区域内において住宅の建て替え等を行う際に土砂災害に対して安全な構造とするよう建築物の構造規制が行われております。

一方で、町内の居住環境は、土砂災害のほかにも河川増水氾濫による浸水地域や南海トラフ地震による津波浸水が想定される地域など、安全な居住地の確保が難しい現状があります。そのため、急傾斜地崩壊対策事業がけくずれ住家防災対策事業に採択となった場合の受益者分担金について軽減を図り、住宅地の安全性の向上と地域への定住を図るために改正するものです。

それでは、改正箇所につきまして、新旧対照表にてご説明致します。参考資料の107ページをお開きください。

別表第2条、第3条関係の下線部分、賦課率が改正箇所となります。左上から、県営急傾斜地崩壊対策事業、現行賦課率、町負担の50パーセント以内を事業費の1パーセント以内に。がけくずれ住家対策事業、県営事業、現行賦課率、補助残の50パーセント以内を事業費の15パーセント以内に。がけくずれ住家対策事業、町単事業、現行賦課率、事業費の50パーセント以内を事業費の25パーセント以内にそれぞれ改正するものです。

議案書の43ページにお戻り下さい。

附則において施行日を定めておりまして、令和6年4月1日からの施行としております。

以上で議案第76号、黒潮町分担金賦課徴収条例の一部を改正する条例についての補足説明を終わります。

続きまして、議案第77号、黒潮町水道事業の給水に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。議案書は44ページからになります。

主な改正の理由と致しましては、生活衛生等関係行政の機能強化を目的に、水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管するため、水道法が一部改正され令和6年4月1日より施行されます。黒潮町水道事業の給水に関する条例におきましても、水道法を引用しておりますので改正が必要となるものです。

また、黒潮町債権管理条例により遅延損害金等の取り扱いをするようになったため、黒潮町水道事業の給水に関する条例においても明記することとしたものです。

それでは、改正箇所につきまして、新旧対照表にてご説明致します。参考資料の108ページをお開きください。

第8条、第37条、第38条の下線部分、厚生労働省令をそれぞれ国土交通省令に改正するものです。

また、第42条において、条例の内容に合わせ、給水料金使用料を料金に改め、手数料のあとに分担金を追加致します。

さらに、第42条の2におきまして、黒潮町債権管理条例の例により、料金、手数料、分担金及び工事費

の徴収及び管理に係る納入の通知、督促、遅延損害金等の取扱いについては、この条例に定めるものほか、黒潮町債権管理条例の定めるところによる、を加えるものです。

議案書の 45 ページにお戻りください。

附則において施行日を定めておりまして、令和 6 年 4 月 1 日からの施行としております。

以上で議案第 77 号、黒潮町水道事業の給水に関する条例の一部を改正する条例についての補足説明を終わります。

続きまして、議案第 78 号、黒潮町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準ならびに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。議案書は 46 ページからになります。

改正の理由と致しましては、先ほどの議案第 77 号と同じく、生活衛生等関係行政の機能強化を目的に、水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管するため、水道法が一部改正され令和 6 年 4 月 1 日より施行されることにより、厚生労働大臣の語を引用しております黒潮町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準ならびに水道技術管理者の資格基準に関する条例におきまして改正が必要となるものです。

それでは、改正箇所につきまして新旧対照表にてご説明致します。参考資料の 110 ページをお開きください。

第 4 条の下線部分、厚生労働大臣を国土交通大臣及び環境大臣に改正するものです。

議案書の 47 ページにお戻りください。

附則において施行日を定めておりまして、令和 6 年 4 月 1 日からの施行としております。

以上で議案第 78 号、黒潮町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準ならびに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についての補足説明を終わります。

議案第 76 号、第 77 号と併せまして、ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

議長（中島一郎君）

清水教育次長。

教育次長（清水幸賢君）

それでは、議案第 79 号、黒潮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。議案書は、48 ページからでございます。

主な改正理由は、本条例の従うべき基準である内閣府令の改正に従い、本条例の一部を改正するものでございます。

改正箇所につきましては、新旧対照表にてご説明致します。

参考資料の 111 ページをお開きください。

改正については、第 37 条の第 3 項におきまして、読み替え規定を追加するものです。

この第 37 条では特別利用教育の基準を規定しておりますが、その手前の第 36 条では、特別利用保育の基準を同様に規定しております。

上位法において、特別利用保育の基準には読み替え規定がある一方、特別利用教育の基準の相当箇所に読み替え規定がないことについて読み替え規定を追加する改正が行われましたので、本条例におきましても当該読み替え既定を追加し、整理を図るものでございます。

以上で議案第 79 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

議長（中島一郎君）

岡本教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは、議案第80号、黒潮町宮川奨学資金貸与条例の一部を改正する条例について補足説明を致します。議案書は50ページから52ページ、新旧対照表は参考資料112ページから117ページをご覧ください。

当該条例の主な改正理由は、黒潮町債権管理条例の一部改正において、私債権の遅延損害金に関する規定等を新たに定めしたことによる遅延損害金等の取り扱いを本条例に明記するとともに、これまで計画的な返還方法を半年賦としていましたが、奨学生が返還の際に不利益を受けないよう月賦返還を加え、返還方法を奨学生が選択することを明記することとしたものです。

この見直しに伴い、各条項について整理を行い、明文化するものでございます。

この中には、予算の執行に係る条例でございますので執行者を町長とすべきところが教育長なつておりましたので、執行者を教育長から町長に改めることまた様式号数の表記及び手続きの詳細を条例で定めておりましたことにつきましては、このたびの改正に併せて規則に整理を行うものでございます。

それでは、条例の改正について新旧対照表にて改正点を説明を致します。参考資料は112ページからです。

まず、112ページ、第3条第1号をご覧ください。

奨学生の資格を申請者及び保護者が本町に引き続き3年以上居住している者と定めていますが、申請者が住所を移しますと資格を喪失することになりますので、申請者及びを削るものでございます。

次に、第5条第2号をご覧ください。

奨学金の額を進学する学校により定めているものですが、同程度の次に以上を加えるのは、大学院についても対象となるため文言を整理したものです。

次に、第7条をご覧ください。

申請について、教育長を町長に改めるものです。

また、申請の様式号数を表記し、手続きについて定めておりましたので、様式や手続きについては規則に整理することとし、申請の原則のみに改めるものです。

なお、教育長を町長に改める条項は、113ページ、第8条第2項、第12条、第13条、第14条。

114ページ、第16条、第18条、第19条第2項各号列記以外の部分中、115ページ、同項第3号及び第4号ただし書中、116ページ、第21条、第22条、第23条、117ページ、第24条第1項につきましても同様の改正となります。

112ページにお戻りください。

様式号数の表記を条例から削り、規則に整理を行う条項は、第7条第1項各号列記以外の部分中の奨学生願書（様式第1号）及び奨学生推薦調書（様式第2号）のほかに、様式の名称、号数は変わりますが、

113ページ、第12条第1項、第13条、第14条各号列記以外の部分中、115ページ、第20条各号列記以外の部分中、116ページ、第22条につきましても同様の改正となります。

113ページにお戻りください。

次に、第13条をご覧ください。

借受けの申込みについて、申込みの原則のみに改めるものです。

次に、第13条の2は、奨学金の辞退について、新たに加えるものです。

次に、114ページ、第18条をご覧ください。

第18条は、文言の表記を改めるものです。

次に、第19条をご覧ください。

奨学生の返還について、これまで同条第1項で返還の始期、返還期間、返還方法を定めていましたが、同項に各号を設け、第1項各号列記以外の部分中においては、返還期間を定め、同項各号は、返還の区分と開始時期を明文化するものです。

第19条第2項各号列記以外の部分中廃止しを取り消しに改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に、返還方法と、返還の変更についての2項を加えるものです。

同条第2項各号は、第1号の返還方法に月賦返還を加えて明文化するものです。

第2号を半年賦返還、115ページに移りまして、第3号を一括返還としてございます。

同条第5項は、町長は、特別の事情があると認めるときは、別段の返還方法を指示することができる、を加えるものです。

次に、第20条をご覧ください。

第20条は、借用証書を町長に提出しなければならないことを明記し、返還の始期及びただし書きは第19条で明記しましたので、削るものです。

同条第4号中奨学生を奨学生の貸与に改め、116ページをご覧ください。同条に第5号として、奨学生の貸与を中止されたとき、を加えるものです。

次に、第21条をご覧ください。第21条の次に次の1条を加えるものです。

第21条の2をご覧ください。

第21条の2は、黒潮町債権管理条例の一部改正において、私債権の遅延損害金に関する規定等を新たに定めたことによる遅延損害金等の取り扱いを明記するため、返還金の徴収及び管理に係る納入の通知、督促、遅延損害金、保証人に対する通知等の取扱いを加えるものです。

次に、117ページ、第24条第2項をご覧ください。

第24条第2項は、第21条を第19条第1項各号列記以外の部分及び同項第2号の規定に改めるものです。

次に、第26条をご覧ください。

第26条は、教育長が別にを規則で改めるものです。

次に、様式をご覧ください。

様式につきましては、様式第1号から様式第6号までを削り、規則に整理を行うものです。

議案書52ページにお戻りください。

この条例は、附則により令和6年4月1日から施行することとしております。

以上で、議案第80号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いを致します。

議長（中島一郎君）

ただ今、提案理由の説明をいただいておりますが、この際、13時30分まで休憩します。

休憩 11時 55分

再開 13時 30分

議長（中島一郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

提案理由の説明を続けます。

副町長。

副町長（西村康浩君）

それでは、議案第81号、令和5年度黒潮町一般会計補正予算につきまして、補足説明を致します。議案

書は53ページとなります。白色の一般会計予算書補正第9号をご覧ください。

予算書の1ページをお開きください。

一般会計補正予算第9号は、既決の予算から歳入歳出それぞれ2億8,301万8,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ125億4,866万6,000円とするものでございます。

また、第2条で繰越明許費の追加及び変更を行い、第3条では、地方債の補正により、限度額の変更を行なっております。

全体的な概要で申しますと、それぞれの事業の入札減などや、決算見込みによる減額補正が主なものではございますが、国の補正予算に伴う国庫補助金等の財源措置を活用するため、令和6年度当初予算から令和5年度での予算措置に切り替えた事業が1件あり、約5億8,000万円の増額補正を行っております。

また、人件費につきましても、それぞれの目において決算見込みでの調整を行っております。

詳細につきまして、まず、歳出の事項別明細書からご説明致します。

25ページをお開きください。

主だった事業のみを説明させていただきます。

1款議会費につきましては、266万5,000円を減額するもので、議員の欠員1名や職員の入件費に係る決算見込みの調整によるものとなっております。

次に、2款総務費につきましては、6億9,804万5,000円を追加するものでございます。

26ページをお開きください。

1項総務管理費、3目財産管理費1,406万7,000円の減額につきましては、17節備品購入費の公用車2トンダンプ1台分の入札減、教育委員会移転に伴う総合センター事務什器の入札減による不用額の減額等による減額となっております。

次に、同ページから次の27ページ中段にかけての1項、5目、財政管理費2億4,978万8,000円の追加につきましては、24節積立金で財政調整基金減債基金の積み立てのほか、ふるさと納税基金企業版ふるさと納税基金を予算書に記載のとおり増額しております。

財源確保が厳しい状況の中でも、収支の確認を行いながら基金への積立を行うことで、次年度以降の各種事業に対する財源確保に努めてまいります。

次に、6目企画費5億2,973万1,000円の増額の主なものにつきましては、次の28ページ、12節委託料の黒潮町教育振興交流施設建築工事監理業務委託584万5,000円、続いて、29ページ上段の14節工事請負費の黒潮町教育振興交流施設建築工事5億7,139万5,000円、そして、17節備品購入費の黒潮町教育振興交流施設設備品850万円のそれぞれ増額が主なものでございます。

この教育振興交流施設につきましては、これまでに説明させていただいております大方高校学生寮の機能を有する施設となります。この事業が冒頭で説明させていただきました国の補正予算に伴う国庫補助金等の財源措置を活用するため、令和6年度当初予算から令和5年度での予算措置に切り替えた事業となります。予算措置は令和5年度となりますが、事業実施は令和6年度となりますので、併せて繰越明許費の提案を行っております。

次に、7目ふるさと創生事業費248万4,000円の減額につきましては、30ページ上段、12節委託料海外派遣事業委託197万8,000円の減額が、主なものとなっております。

次に、11目情報化推進費713万6,000円の減額につきましては、12節委託料におきまして、戸籍情報システム改修委託220万円の増額があるものの、主として、その他委託事業の入札減等に伴うものでございます。

次に、31 ページ。

12 目国土調査費 1,632 万 4,000 円の減額につきましては、12 節委託料の地籍調査業務委託 1,450 万円の減額など、国の予算配分等により、縮小となったことによるものでございます。

次に、32 ページ。

2 項徴税費、1 目税務総務費 410 万 3,000 円、同ページ下段の 3 項戸籍住民基本台帳費、1 目戸籍住民基本台帳費 92 万 8,000 円の減額につきましては、決算見込みによるものであり、いずれも人件費の減額が主なものとなっております。

次に、33 ページ。

4 項選挙費 2,537 万 8,000 円の減額につきましては、34 ページの 3 目黒潮町議会議員選挙費から、37 ページ参議院議員選挙費までの各選挙の精算額における実績等によるものでございます。

次に、38 ページ中段、5 項統計調査費、1 目指定統計費 2 万円の減額につきましては、人件費の調整となっております。

続きまして、3 款民生費は 4,061 万 7,000 円を減額するものでございます。

1 項社会福祉費の 1,020 万 4,000 円の減額、40 ページ下段、2 項老人福祉費の 2,653 万 4,000 円の減額、42 ページ 3 項児童福祉費の 387 万 9,000 円の減額につきましては、人件費及び特別会計への繰出金等、各事業の決算見込みによる減額が、主なものとなっております。

次に、43 ページ下段、4 款衛生費は、2,665 万 3,000 円を減額するものでございます。

コロナワクチン接種や人件費の見込みによる減額が主なものとなっております。

次に、46 ページ中段、6 款農林水産業費は、8,917 万 1,000 円を減額するものでございます。

減額の主なものとしまして、1 項農業費が 6,418 万 4,000 円の減額となっており、次の 47 ページ、3 目農業振興費、18 節負担金補助及び交付金の各種補助金が 2,548 万 1,000 円の減額。また、48 ページ下段、4 目畜産業費は、40 万円の減額。5 目農地費は、土地改良事業費負担金の減額等により 3,567 万円の減額となっております。

次に、49 ページ。

2 項林業費 1,797 万 3,000 円の減額は、各種補助金の精算によるものが主となっており、3 項水産業費 701 万 4,000 円の減額は、工事請負費の減によるものが主となっております。

次に、51 ページ。

7 款商工費は、483 万 4,000 円を減額するものでございます。

1 項商工費、2 目商工振興費で 478 万 4,000 円の減額、52 ページの 3 目観光費 25 万円の減額など、各事業の実績見込みによる減額が、主なものとなっております。

次に、8 款土木費は、2 億 332 万 6,000 円を減額するものでございます。

減額の主なものとしましては、53 ページ、2 項道路橋梁費で 1 億 4,210 万円。55 ページ、3 項河川費で 737 万 2,000 円。5 項都市計画費で 380 万 9,000 円。56 ページ、6 項住宅費で 4,883 万 8,000 円を減額しております、これは各事業の実績見込みによる減額でございます。

次に、57 ページ。

9 款消防費は、737 万 8,000 円を減額とするものでございます。

減額の主な要因としましては、1 項消防費の人件費、事業費の精算及び決算見込みによるものでございます。

次に、59 ページ。

10 款教育費は、821 万 9,000 円を減額するものでございます。

減額の主な要因としましては、1 項教育総務費から、62 ページ、5 項保健体育費まで、人件費、事業費の精算及び決算見込みによるものでございます。

次に、同ページ下段の 11 款災害復旧費は、2,716 万 4,000 円を減額するものでございます。

減額の主なものとしましては、1 項農林水産業施設災害復旧費、1 目農業用施設災害復旧費におきまして、63 ページ、12 節委託料、14 節工事請負費の事業実績及び見込みにより 2,138 万 7,000 円の減額、3 目漁港施設災害復旧費の 150 万円の減額は、不用額によるものでございます。

次に、63 ページ。

2 項公共土木施設災害復旧費、1 目公共土木施設災害復旧費 427 万 7,000 円の減額につきましては、実績見込みによる精算と、不用額の調整を行っております。

次に、64 ページ。

12 款公債費、1 項公債費、2 目利子の 500 万円の減額につきましては、借り入れ利率の確定における不用額の調整によるものでございます。

歳出の説明は以上でございます。

続きまして、歳入の事項別明細書を説明させていただきます。15 ページへお戻りください。

歳入につきましても、決算見込み及び各事業の増減に合わせ調整をしているところでございます。

主なものについて、説明を致します。

1 款町税は、決算見込みにより 469 万円の減額となっております。

減額の要因は、1 項町民税、2 項固定資産税の滞納繰越分の見込み額によるものでございます。

次に、3 款利子割交付金から、17 ページ、9 款環境性能割交付金までの各種交付金につきましては、決算見込みにより調整をしております。

次に、11 款地方交付税の普通交付税 5,027 万 6,000 円の増額につきましては、国の補正予算に係る財政措置による追加交付分を計上しているものでございます。

次に、13 款分担金及び負担金の 531 万 3,000 円の減額、18 ページ、14 款使用料及び手数料の 2,810 万 1,000 円の増額につきましては、説明欄にもありますとおり、各種事業における決算を見込み、増額または、減額の調整をしております。

次に、15 款国庫支出金の 8,139 万 4,000 円の増額につきましては、説明欄にあります、歳出の各事業に伴う調整となっていますが、そのうち、19 ページ上段にあります 1 目総務費国庫補助金のうち地方創生拠点整備交付金 1 億 9,942 万 4,000 円は、歳出の説明で申し上げました黒潮町教育振興交流施設整備事業に対して、国庫補助対象経費の 2 分の 1 が措置されるものとなっております。

次に、16 款県支出金 6,873 万 8,000 円の減額につきましても、以降、20 ページ、21 ページの説明欄にありますように、歳出の各事業に伴う調整となっております。

次に、21 ページ下段 17 款財産収入 1,598 万 4,000 円の増額につきましては、利息収入の決算見込みによるものでございます。

次に、22 ページ中段 18 款寄附金 300 万円の増額につきましては、企業版ふるさと納税寄附金の寄附採納額を計上したものでございます。

次に、19 款繰入金 2 億 264 万円の増額につきましては、収支の調整を行った財政調整基金の増額が主となっております。

次に、23 ページ 21 款諸収入 28 万 7,000 円の増額につきましても、説明欄に記載のとおり各種事業の調

整となっております。

次に、22款町債は、1,120万円の減額とするものでございますが、そのうち1目総務費の説明欄にあります教育振興交流施設整備事業1億9,940万円は、先に説明した事業に財源充当を行うこととしております。

歳入の説明は、以上でございます。

続きまして、9ページ、第2表繰越明許費補正をご覧ください。

今回、新たに追加する事業での主なものを読み上げますと、2款総務費、1項総務管理費の黒潮町教育振興交流施設整備事業5億8,574万円。

地域商品券配布事業6,121万1,000円。

3款民生費、1項社会福祉費の物価高騰対策給付金事業4,155万7,000円。

6款農林水産業費1項農業費の園芸用ハウス整備事業2,500万円。

8款土木費、2項道路橋梁費の道路新設改良事業1億6,702万4,000円。

9款消防費、1項消防費の木造住宅耐震事業1億1,505万6,000円。

11款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費の農業用施設災害復旧事業6,700万円など、28件を追加して繰り越すこととしております。

次に、変更する事業につきまして、10ページをご覧ください。

8款土木費、6項住宅費の改良住宅建替工事事業は、建替工事の工期延期及び事業費の見込み額を、6,767万2,000円から3,614万3,000円に変更するものでございます。

3月議会で提案致します追加28件、13億3,438万2,000円、変更1件3,152万9,000円の減額は、合計で29件13億285万3,000円となり、12月議会で議決いただきました3件、1億1,645万5,000円を含め、補正後の実件数31件、金額は14億1,930万8,000円とするものでございます。

次に、11ページ、第3表地方債補正をご覧ください。

この補正は、それぞれの事業債の限度額をそれぞれ調整し、補正前の限度額12億8,905万2,000円を、補正後は12億7,785万2,000円とするもので、その他起債の方法、利率は変更ありません。

なお、補正後の限度額は、先ほどの23ページの22款町債の計と同額となるものでございます。

以上で、議案第81号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

岡本教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは議案第82号、令和5年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算について補足説明を致します。

議案書は54ページ、予算書は青色の表紙のものになります。

予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出とともに528万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1,323万4,000円とするものです。

補正の内容について説明致します。予算書の7ページ、歳入歳出事項別明細書の歳出の欄をご覧ください。

1款1項1目20節、貸付金を528万円を減額し840万円と致しました。

貸付金減額の理由は、当初、1,368万円の貸し付けを見込んでいましたが、新規貸与希望者が少なく、減額するものです。

予算書の 6 ページ、歳入歳出事項別明細書の歳入の欄をご覧ください。

3 款 1 項 1 目 1 節、貸付金戻入現年分を 528 万円減額し、歳入歳出額の予算調整を致しました。

以上で議案第 82 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひを致します。

議長（中島一郎君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは議案第 83 号、令和 5 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算につきまして補足説明を行います。議案書は 55 ページにあり、予算書につきましては、表紙の色がサーモンピンクとなっております。予算書の 1 ページをお開きください。

第 1 条で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 5,948 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 14 億 1 万 8,000 円とするものでございます。

補正の主な内容につきましては、実績見込み額の確定による人件費の調整によるものです。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。

7 ページの歳出事項別明細書をお開きください。

1 款 1 項 1 目、給与等集中処理費 2 節の給料の 2,208 万円の減額につきましては、実績見込による調整を行うことによる減額となっております。

主な減額の要因としましては、休職者等の給料を実績見込みにより削減したことによるものです。

3 節の職員手当の 3,660 万 1,000 円の減額も同様に、実績見込みによる減額であり、2 件の選挙が無投票になったによる職員時間外手当の削減や休職者の諸手当の削減が主な要因となっております。

4 節の共済費の 80 万円の減額につきましても同様で、実績見込みによる一般職共済負担金の減額が主な要因となっております。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。予算書の 6 ページをご覧ください。

1 款 1 項 1 目、諸収入の 1 節給与等振替収入につきましては、歳出額と同額なる 5,948 万 1,000 円の減額となっており、各会計からの給与等振替収入の合計も同額の減額となるものです。

以上で、議案第 83 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひを致します。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

私の方からは、議案第 84 号、令和 5 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算、及び議案第 85 号、令和 5 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算について補足説明をさせていただきます。

初めに議案第 84 号、令和 5 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について補足説明をさせていただきます。議案書は 56 ページでございます。また、予算書につきましては黄色の表紙の予算書、補正第 3 号でございます。

予算書の 1 ページをお開きください。

この補正予算としましては、既決の予算より歳入歳出それぞれ 1 億 3184 万 9,000 円を増額し、総額をそれぞれ 19 億 2,050 万 4,000 円とするものです。

補正の主な理由は、保険給付費の増額によるものです。

詳細につきまして、まず、歳出から説明させていただきます。

9 ページの歳出事項別明細書をお開きください。

中段部分の2款1項1目一般被保険者療養給付費につきましては、昨年度と比較して、給付費が増加傾向にあることから年度内給付見込みを反映させ、1億3,000万円を増額するものです。

1枚めくっていただき、10ページをお願いします。

8款2項1目直営診療施設勘定繰出金の国民健康保険直診会計繰出金の241万9,000円の増額は、特別調整交付金の確定によるものでございます。

続きまして、歳入をご説明致します。予算書8ページにお戻りください。

4款1項1目、保険給付費等交付金のうち1節普通交付金につきましては、歳出でご説明致しました、療養給付費と同額の1億3,000万円が普通交付金として交付されるため、同額を計上しております。

2節特別調整交付金の増額補正につきましても、歳出でご説明致しました、直診会計繰出金の歳出と同額の241万9,000円が、国の特別調整交付金として交付されるため増額補正としております。

続きまして、6款繰入金の1項1目、一般会計繰入金の4節職員給与費等繰入金57万円の減額は、人件費の減額補正によるものです。また、8節産前産後保険料繰入金の増額補正につきましては、本年1月より始まった、出産被保険者の保険税の減額措置の財源として、一般会計より繰り入れるものであります。

最後に、2項1目、財政調整基金繰入金は、収支調整のため、1万8,000円の減額補正としております。

以上で、議案第84号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第85号、令和5年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算について補足説明をさせていただきます。議案書は、57ページでございます。また、予算書につきましては水色の表紙の予算書、補正第2号となります。

1ページをお開きください。

この補正予算は、既決の予算より歳入歳出それぞれ106万円を減額し、総額をそれぞれ2億3,844万7,000円とするものです。

補正の主な理由としましては、人件費等の補正減額に伴い、一般会計繰入金等を減額するものでございます。

詳細につきまして、歳出から説明させていただきます。

7ページの歳出事項別明細書をお開きください。

1款総務費、1項1目、一般管理費は、人件費の補正により106万円を減額するものです。

続きまして、歳入の説明を致します。

予算書6ページをご覧ください。

1款1項1目1節、事務費繰入金につきましては、歳出の減額に合わせて調整減額するもので、1節事務費繰入金を106万円減額するものです。

以上で、議案第85号の補足説明とさせていただきます。議案第84号と併せて、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは、議案第86号、令和5年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算について補足説明を致します。議案書は58ページ、予算書は、後ろに添付している薄いピンク色の表紙の国保直診特別会計予算書の、補正第4号をご覧ください。

当補正予算につきましては、直診の拳ノ川診療所の運営に係る予算であり、歳入歳出予算をそれぞれ215

万7,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,206万2,000円とするものであります。

まず、歳出について説明させていただきます。予算書の7ページをご覧ください。

1款総務費、1項1目の一般管理費です。

会計年度任用職員を含む、拳ノ川診療所に勤務する一般職職員の1節報酬から8節旅費までは、全て実績見込みによる減額でありますとして、総額215万7,000円を減額するものであります。

次に、歳入について説明をさせていただきます。予算書の6ページをご覧ください。

5款の繰入金です。

まず、下段の3項1目の事業勘定計繰入金です。

拳ノ川診療所の診察日の確保など、県からの特別調整交付金が増えたことにより、国保特別会計から入る、へき地直営診療所運営費が241万9,000円増額しており、これら歳入歳出の収支の調整を図るため、上段の1項1目で、一般会計から繰り入れる一般会計繰入金を457万6,000円減額し、双方を相殺して215万4,000円を減額するものであります。

議案第86号の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは、議案第87号、議案第88号について、補足説明をさせていただきます。

まず、議案第87号、令和5年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について補足説明をさせていただきます。議案書は59ページ、オレンジ色の予算書、補正第3号をお願いします。

1ページをお開きください。

この補正予算は、既決の予算から歳入歳出それぞれ6,883万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を18億413万円とするものでございます。

補正の主な理由は、これまでの保険給付費および各事業に係る歳出額の実績から、見込額の調整を行つたことによるものでございます。

まず、歳出から説明させていただきます。11ページの歳出事項別明細書をお開きください。

2款保険給付費につきましては、これまでの実績から見込み額の調整を行い、1項介護サービス等諸費では5,000万円の減額を、また、6項特定入所者介護サービス等費では、1,000万円の減額を行い、総額で6,000万円の減額を行っております。

中段以降の3款地域支援事業費につきましても、これまでの各事業の実績から見込み額の調整を行っております。1項1目、介護予防・生活支援サービス事業費では12節委託料におきまして、通所C型の事業費にて1事業所の介護人材の安定が図れず、年度途中から委託が叶わなかったことから300万円の減額をしております。また、1項2目、介護予防・生活支援サービス事業費の1節報酬、12ページにいきまして3節職員手当、8節費用弁償では、育休代替職員の人事費について育休の期間が終了したことに伴い、今回の補正予算でそれぞれの減額を行っております。

2項一般介護予防事業費では、全体で168万3,000円の減額を行っており、主なものとしましては、通所C型に係るリハビリ専門職の派遣が無くなったことに伴い、7節報償費の地域リハビリテーション活動支援事業100万円を減額しております。

13ページにいきまして、同12節委託料40万円の減額につきましては、3世代ふれあい健診について、実施されていた医師の勤務先が変更になったことから、委託ではなく医師への報償費として支払う必要が

生じ、既存の報償費で対応しましたので、当初、予定していました委託料について減額をしたものとなっております。

3項包括的支援事業・任意事業費では、4目、5目、7目において、それぞれの事業の実績から見込み額の調整を行い、全体で80万8,000円の減額を行うものです。

続きまして、歳入の説明を致します。予算書8ページにお戻りください。

歳入予算の補正につきましては、歳出見込み額の調整により、それぞれの負担割合に応じた、歳入予算の財源の調整を行っております。

3款国庫支出金につきまして、1項国庫負担金において、955万円の減額を行い、2項国庫補助金では、1目の調整交付金で204万3,000円の減額を、2目の地域支援事業費のうち、介護予防・日常生活支援総合事業では199万7,000円の減額、3目の総合事業以外についても42万6,000円の減額を行ったことで、3款全体では1,401万6,000円の減額調整となっております。

以下同様に、4款支払基金交付金は、1,835万6,000円の減額調整を、また、9ページ5款県支出金は、1,116万1,000円を減額調整をしております。

9ページ下段の7款繰入金の1項一般会計繰入金及び10ページの2項基金繰入金では、それぞれに歳出額との調整を行い、2,530万6,000円を減額、繰入金全体の額を3億3,686万8,000円に調整をしております。

以上で議案第87号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第88号の令和5年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算について補足説明をさせていただきます。

議案書は、60ページ、薄だいだい色の予算書をお願いします。

1ページをお開きください。

この補正予算は、既決の予算から歳入歳出それぞれ211万7,000円を減額し、総額を1,700万3,000円とするものでございます。

補正の主な理由は、これまでの実績により見込額の調整を行ったことによるものです。

まず、歳出から説明させていただきます。

7ページの歳出事項別明細書をお開きください。

1款1項1目一般管理費の1節報酬から4節共済費までにつきましては、地域包括支援センターに勤務する職員及び会計年度任用職員の人事費について、それぞれ実績に応じ調整したものとなっております。

12節委託料の33万2,000円の減額補正は、当初、居宅介護支援事業所に介護予防サービス計画を委託する予定でしたが、事業所側に委託を受けるだけの余裕がないため、委託が叶わず、実績により減額したものとなっております。

続きまして、歳入の説明を致します。

予算書6ページにお戻りください。

1款1項1目のサービス収入費につきましては、実績により増額調整したものです。

2款1項1目の一般会計繰入金につきましては、歳出見込み額の総額に合わせて歳入全体を調整し、215万2,000円の減額を行っております。

以上で、議案第88号の補足説明を終わります。

議案第87号と併せて、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長（中島一郎君）

農業振興課長。

農業振興課長（斎藤長久君）

議案第 89 号、令和 5 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計補正予算について、補足説明をさせていただきます。議案書は 61 ページです。予算書は緑色の補正第 2 号をご覧ください。

予算書の 1 ページをお開きください。

本予算につきましては、第 1 条にて、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費を第 1 表繰越明許費として定めるものです。

2 ページをお開きください。

1 款 1 項、維持管理適正化計画策定委託の 590 万円を令和 6 年度に繰越し、使用することができるものとするものです。

以上で、議案第 89 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

副町長。

副町長（西村康浩君）

それでは、議案第 90 号、令和 6 年度黒潮町一般会計予算につきまして補足説明を致します。議案書は 62 ページとなります。

白色の一般会計予算書をご覧ください。

予算書に基づき、主だったものについて説明をさせていただきます。

一般会計当初予算の 1 ページをご覧ください。

令和 6 年度の当初予算につきましては、第 1 条で歳入歳出の予算総額を、歳入歳出それぞれ 108 億 7,000 万円と定めております。

前年度当初予算と比較致しまして、1 パーセント、金額にしまして 1 億 1,500 万円の減額となっております。

また、第 2 条では債務負担行為を、第 3 条では地方債を、第 4 条では一時借入金の最高額を 15 億円と定めております。そして、第 5 条では歳出予算の流用を定めております。

詳細につきまして、まず、歳出の事項別明細書からご説明致します。45 ページをお開きください。

まず、1 款議会費は 6,795 万 8,000 円で、前年度 1.8 パーセント、124 万 9,000 円の減額となっております。例年同様の内容による予算となっており、3 節職員手当のうち期末手当及び勤勉手当につきましては、これまで期末勤勉手当と 1 つで記載しておりましたが、今後は期末手当と勤勉手当それぞれに分別して記載しております。

以降の各科目的予算も同様の記載となっております。

次に、46 ページ下段、2 款総務費は 22 億 2,411 万 9,000 円で、前年度比 11.9 パーセント、2 億 9,980 万 5,000 円の減額となっております。

まず、1 項総務管理費、1 目一般管理費は、4 億 8,351 万 5,000 円となっております。

基本的には例年同様の内容になりますが、47 ページ中段、3 節職員手当のうち、一番下になります会計年度任用職員勤勉手当（パート）208 万円につきましては、令和 6 年度より会計年度任用職員に対して、地方自治法等の改正に基づき、勤勉手当が支給されることによる予算の計上となっております。

次に、50 ページ。

2 目人事管理費は 9,851 万円となっており、そのうち、4 節共済費の会計年度任用職員等負担金 7,341

万1,000円は、前年度との比較で1,862万2,000円の増額となっております。この増額の要因は、給与改定によるベースアップ及び勤勉手当導入による人件費総額の増によるものです。

次に、51ページ。

3目財産管理費は1億2,855万9,000円となっております。本庁舎及び支所等、施設管理に関する予算が、その多くを占めており、52ページの12節委託料には、固定資産台帳・公会計財務書類作成支援業務委託357万5,000円、公用車整備点検委託1,800万円、個人情報点検監査支援業務委託308万円、53ページ、18節負担金補助及び交付金には、集落整備事業補助金535万6,000円などの予算を計上しております。

次に、53ページの5目財政管理費は1万8,000円となっております。例年、基金積立の予算をここで計上しておりますが、令和6年度の当初予算時点では、積立予算の確保が出来ませんのでこの対応を取っております。

次に、54ページ。

6目企画費は3億3,316万8,000円となっており、56ページの12節委託料には、公共交通効率化システム導入委託1,315万8,000円、デジタルデバイド対策サポート委託50万円、ドローン作業委託152万8,000円など、DX関係経費等の予算を計上しております。

また、57ページ下段から58ページの18節負担金補助及び交付金には、大方高校の支援関係補助等のほか、新たに、スマホ新規購入補助金100万円などの予算を計上しております。

次に、58ページ下段、7目ふるさと創生事業費は953万3,000円となっており、中学生の海外派遣事業等の予算を計上しております。

次に、62ページ下段、11目情報化推進費は4億3,543万3,000円となっております。主に情報システムに係る経費の予算が計上されており、次の63ページ下段から65ページにかけての12節委託料では、63ページ下段の方にあります自治体情報システムの標準化・共通化システム改修委託2,882万2,000円、そして、64ページ下段の佐賀支所スマホ相談・電子申請サポート委託264万円などを計上し、66ページ、27節繰出金では情報センター事業特別会計繰出金4,358万2,000円の予算を計上しております。

次に、12目国土調査費は8,032万9,000円となっており、計画に基づき実施する予算を計上しております。

次に、68ページ。

14目ふるさと納税は4億9,721万6,000円の予算を計上しており、寄附金10億円に対応するものでございます。

次に、69ページ。

2項徴税費、71ページの3項戸籍住民基本台帳費につきましては、例年どおりの内容による予算計上となっています。

次に、73ページ。

4項選挙費は2,313万8,000円となっております。

74ページ。

3目黒潮町議会議員選挙費483万4,000円、8目黒潮町長選挙費1,738万4,000円、それぞれの執行経費となる予算を計上しております。

次に、76ページ。

5項統計調査費は560万7,000円となっており、農林業センサス及び令和7年度国勢調査に係る調査区設定に係る経費の予算を計上しております。

続きまして、3款民生費でございます。77ページをご覧ください。

3款民生費は24億3,779万9,000円で、前年度比1.3パーセント、3,051万7,000円の増額となっております。

78ページ。

1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は4億1,705万4,000円となっており、内容は、ほぼ昨年と同様となっております。

主な事業と致しまして、79ページ、12節委託料のあつたかふれあいセンター事業委託7,580万円を計上しております、これは既存のセンター6か所分となっております。

また、81ページ、19節扶助費では、新たに緊急搬送時の帰宅困難者助成事業5万円を計上しております。

次に、同ページ下段、2目身体障がい者援護費3,721万2,000円、82ページ、3目精神障がい者援護費13万7,000円につきましては、昨年同様の補助交付金や扶助費などを計上しております。

次に、83ページ。

4目国民年金費528万7,000円、同ページ、5目人権対策総務費1,362万9,000円、85ページ、6目町民館運営費4,964万9,000円、87ページ、7目障がい者自立支援費3億7,952万5,000円、89ページ、2項老人福祉費6億9,888万5,000円につきましては、昨年同様の事業に対する予算を計上しております。

次に、92ページ。

3項児童福祉費、1目児童福祉総務費は1,765万5,000円となっており、94ページ上段、12節委託料には、子ども子育て支援事業計画策定業務ニーズ調査委託200万円を計上しております。

続きまして、4款衛生費でございます。99ページからとなります。

4款衛生費は14億5,570万6,000円で、前年度比74.9パーセント、6億2,355万1,000円の増額となっております。

増額の主な要因は、脱炭素関連予算によるものでございます。

106ページ。

4目母子保健費、18節負担金補助及び交付金におきまして、不妊治療補助金90万円、19節扶助費におきまして、高校生等医療費助成462万円の予算を計上しております。

次に、110ページ下段、10目脱炭素対策費4億6,414万4,000円におきまして、1節報酬、脱炭素カルテ訪問員719万8,000円、111ページ、18節負担金補助及び交付金、太陽光発電施設設置補助金6,357万4,000円、省エネ家電買い替え補助金4,166万7,000円、新エネルギー会社補助金3億4,739万3,000円の予算を計上しております。

続きまして、114ページ。

5款労働費は466万5,000円で、前年度比58.8パーセント、666万4,000円の減額となっております。バス登録運転手に係る人件費の予算を計上しております。

次に、115ページ。

6款農林水産業費につきましては6億761万5,000円で、前年度比9.4パーセント、6,340万1,000円の減額となっております。

118ページから119ページの1項農業費、3目農業振興費、18節負担金補助及び交付金におきまして、新規就農者支援事業として、119ページにあります農業次世代人材投資資金「経営開始型」592万5,000円、新規就農者育成総合対策事業「経営開始資金」2,100万円、新規就農者育成総合対策事業経営発展支援事業1,875万円の予算を計上しております。

次に、121 ページ。

5 目農地費の 18 節負担金補助及び交付金では、多面的機能支払交付金 2,644 万 1,000 円の予算を計上し、122 ページ上段、27 節繰出金では、公営企業会計に移行する集落排水事業特別会計繰出金のうち、農業集落排水分を 3,498 万 9,000 円として計上しております。

次に、125 ページ。

2 項林業費、2 目林業振興費の 18 節負担金補助及び交付金、説明の下から 5 番目となります、黒潮町森林環境保全整備事業費補助金 212 万 5,000 円は、再造林を推進するための新規事業として予算の計上をしております。

次に、127 ページ下段、3 項水産業費、1 目水産業総務費の 27 節繰出金は、122 ページでお示しました公営企業会計に移行する集落排水事業特別会計繰出金と同様に、こちらは漁業集落排水分を 511 万 4,000 円として計上しております。

次に、129 ページ。

2 目水産業振興費、14 節工事請負費では、投石魚礁設置工事 1,150 万円、佐賀地区漁業集落環境整備工事 3,100 万円を計上しております。

次に、132 ページ。

7 款商工費は 2 億 982 万 6,000 円で、前年度比 16.6 パーセント、4,185 万 2,000 円の減額となっております。

134 ページ。

1 項商工費、2 目商工振興費の 12 節委託料では、仮称道の駅上川口基本構想策定業務委託 957 万円の予算を計上しております。

続く、136 ページ、3 目観光費の 12 節委託料では、スポーツ活用型地域づくり事業委託 2,087 万 3,000 円、黒潮町観光推進業務委託 2,191 万 6,000 円、スポーツツーリズム誘客促進事業委託 1,242 万 9,000 円の予算を計上しております。

次に、139 ページ上段にあります 4 目産業推進費の 18 節負担金補助及び交付金では、県事業と連動した事業と致しまして、黒潮町食品加工継続支援事業費補助金 300 万円の予算を計上しております。

続きまして、同 139 ページ、8 款土木費でございます。8 款土木費は 11 億 4,389 万 7,000 円で、前年度比 11.3 パーセント、1 億 4,634 万 6,000 円の減額となっております。

144 ページ。

1 項道路管理費、2 目道路新設改良費の 12 節委託料におきまして、社会資本整備事業測量設計委託 5,430 万円、橋梁修繕委託 2,300 万円を計上し、14 節工事請負費では、社会資本整備事業工事 3 億 280 万円、高規格幹線道路等関連公共施設整備促進事業工事 5,360 万円の予算を計上しております。

次に、148 ページ。

5 項都市計画費の 12 節委託料におきまして、大規模盛土造成二次スクリーニング計画策定業務委託 500 万円、入野地区都市下水路基本調査業務委託 900 万円、都市計画区域内建築規制見直し業務委託 100 万円の予算を計上しております。

次に、151 ページ中段、6 項住宅費、2 目住宅建設費の 12 節委託料におきまして、町営住宅等整備事業委託 1,750 万円、14 節工事請負費では町営住宅等整備工事 3 億 7,469 万 8,000 円の予算を計上しており、計画的に実施をしております。

続きまして 152 ページ、9 款消防費でございます。

9 款消防費は5億5,625万3,000円で、前年度比6.6パーセント、3,934万8,000円の減額となっております。

1項消防費、1目常備消防費、18節負担金補助及び交付金におきまして、緊急車両購入に係る黒潮消防署緊急車両整備負担金2,246万1,000円の予算を計上しております。

次に、156ページ。

4目防災費の12節委託料におきまして、継続事業となります事前復興まちづくり計画策定委託1,170万9,000円、14節工事請負費では、避難誘導標識設置工事844万円の予算を計上しております。

157ページ。

18節負担金補助及び交付金では、木造住宅耐震事業と致しまして、木造住宅耐震改修工事費補助金5,500万円等の予算を計上しております。

続きまして、同157ページ下段、10款教育費でございます。

10款教育費は6億7,333万7,000円で、前年度比6.9パーセント、4,326万5,000円の増額となっております。

161ページ。

1項教育総務費、2目事務局費の12節委託料では、ICT支援員配置委託930万6,000円、スクールバス運行委託4路線合計で1,765万円、放課後子ども教室事業委託1,964万7,000円の予算を計上しております。

次に、164ページ。

3目こどもサポートセンター費の14節工事請負費では、子ども見守りカメラ設置工事193万6,000円の予算を計上しております。

次に、168ページ。

2項小学校費、2目教育振興費の17節備品購入費では、教師用指導書1,777万1,000円の予算を計上しております。

次に、178ページ。

4項社会教育費、4目図書館費の12節委託料では、大方あかつき館等の指定管理業務委託3,954万7,000円の予算を計上しております。

次に、181ページ。

5項保健体育費、1目保健体育総務費の18節負担金補助及び交付金で、宿毛市陸上競技場整備費補助金1,746万8,000円の予算を計上しております。

次に、183ページ。

5項2目、学校給食費の12節委託料では、学校給食センター業務一部委託4,391万7,000円、17節備品購入費では冷凍冷蔵庫832万7,000円の予算を計上しております。

続きまして、184ページ、11款災害復旧費でございます。

11款災害復旧費では3,193万2,000円で、前年度比6.5パーセント、193万8,000円の増額となっております。緊急時に即時の災害対応が行えるよう、最低限の予算を計上しております。

次に、186ページの12款公債費でございます。

12款公債費は14億3,160万1,000円で、前年度比12.4パーセント、2億191万7,000円の減額となっております。

減額の要因と致しましては、平成22年度同意分の情報基盤整備事業などの過疎対策事業債や、平成24

年度同意分の避難道などの緊急防災・減災事業債等の償還終了によるものでございます。

続いて、187 ページ。

13 款予備費は 2,529 万 2,000 円を計上しております。

歳出の説明は以上でございます。

続きまして、歳入の事項別明細書をご説明させていただきます。14 ページへお戻りください。

まず、1 款町税は 8 億 2,624 万 3,000 円見積もりました。

項ごと、町民税固定資産税、軽自動車税、たばこ税は、それぞれ記載のとおりとなっております。

続いて、15 ページ。

2 款地方譲与税から、17 ページ、10 款地方特例交付金までは、総務省による令和 6 年度地方財政対策のポイント及び県の試算額を用いて、予算を見積もっております。

次に、18 ページ。

11 款地方交付税は、県の試算及び公債費に伴う交付税措置等を踏まえ、39 億円を見積もっております。

12 款交通安全対策特別交付金におきましても、県の試算額を踏まえ、見積もっております。

13 款分担金及び負担金は、1,471 万 2,000 円を見込んでおります。

次に、19 ページ下段、14 款使用料及び手数料は 3 億 3,771 万 7,000 円となっております。

次に、23 ページ。

15 款国庫支出金は、14 億 3,632 万 2,000 円となっております。

前年度比較で増額となっておりますが、これは 25 ページ中段、3 目衛生費国庫補助金の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 4 億 5,263 万 4,000 円の新たな追加などが要因でございます。

その他、説明欄に記載があります補助金は、歳出のそれぞれの事業に対する補助金を見込んでいるところでございます。

続きまして、26 ページ下段、16 款県支出金は 7 億 1,221 万 6,000 円となっております。

説明欄に記載がありますとおり、歳出のそれぞれの事業に対する補助金を見込んでいるところでございます。

次に、33 ページ。

17 款財産収入は 968 万 9,000 円を見込んでおります。

次に、35 ページ。

18 款寄附金は 10 億 1,000 円としております。そのうち、10 億円をふるさと納税寄附金として見込んでおります。

次に、19 款繰入金は 10 億 2,689 万 6,000 円となっております。

1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金と、2 目減債基金繰入金などで収支の調整を行い、次の 36 ページ、3 目地域活性化事業基金繰入金から次の 37 ページの各種繰入金におきまして、それぞれの基金の用途に見合った事業に対して充当することとしております。

次に、37 ページ下段、20 款繰越金は、前年度同様に 1,000 万円の予算を計上しております。

次の 21 款諸収入は 1 億 4,042 万 2,000 円としており、説明欄に記載のとおり見込んでおります。

次に、42 ページ。

22 款町債は 10 億 6,988 万 2,000 円としており、公債費負担及び実質公債費比率の上昇抑制の観点から、予算計上は歳出予算総額の 10 パーセント以内を基本として見積もっております、説明欄に記載のある事業への充当を予定しております。

歳入の説明は以上で終わります。

9 ページへお戻りください。

第2条関係で、第2表債務負担行為でございます。

これらは新規の対応が必要な事項を記載しており、自治体情報システムの標準化、共通化に向けたシステム改修事業、中央保育所給食調理委託、黒潮町立学校給食センター業務一部委託、中小企業等融資保証料補給、創業者等応援制度融資保証料補給の5件につきまして、議決を求めるものでございます。

次に、10 ページ、第3条関係の第3表地方債でございます。

令和6年度は合計10億6,988万2,000円を限度としており、その他、起債の方法、利率、償還の方法は、昨年度との変更はございません。

なお、この金額は、先ほど42ページの22款町債の計と同額となるものでございます。

大変長くなりましたが、以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

議長（中島一郎君）

岡本教育次長。

教育次長（岡本 浩君）

それでは、議案第91号、令和6年度黒潮町宮川奨学資金特別会計予算について補足説明を致します。議案書は63ページ、予算書は青色のものになります。

予算書の1ページをお開きください。

今年度の予算は、歳入歳出とも、総額1,360万7,000円としています。

4ページ、5ページをご覧ください。

総括表のとおり、前年度比では、金額にして121万5,000円、率にして8.2パーセントの減額となっております。

歳入歳出事項別明細書に基づき、ご説明を致します。

予算書は8ページの歳出の欄をご覧ください。

1款1項1目20節、奨学金の貸付金は総額で1,356万円を見込んでいます。

この内訳は、継続貸付者のうち高等学校通学者が2件、48万円、大学通学者が18件、648万円、令和6年度から新規に貸し付ける者のうち、高等学校通学者を5件、120万円、短期大学及び大学通学者を15件、540万円、合計40件、1,356万円を見込んでいます。

歳入についてご説明致します。予算書は6ページをお開きください。

3款1項1目1節、貸付金戻入現年分は1,206万円、滞納繰越分を80万円と見込み、合計で1,286万円を計上致しました。

以上、議案第91号の補足説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひを致します。

議長（中島一郎君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは、議案第92号、令和6年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算につきまして、補足説明を行います。議案書は64ページにあり、予算書はサーモンピンクの表紙、令和6年度の予算書になります。

予算書1ページをお開きください。

第1条では、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ14億5,978万7,000円とするものとなっております。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。7ページの歳出事項別明細書をお開きください。

1款1項1目、給与等集中処理費の2節の給料、3節の職員手当、4節の共済費につきましては、特別職3名、一般職189名分の人物費として、合計額で14億5,978万7,000円を計上しています。

前年度対比で、金額3,979万円、率にしまして約2.8パーセントの増額となっております。

これら増額の主な要因につきまして説明させていただきます。9ページの特別職の給与費明細書をお開きください。

下段の比較欄をご覧ください。

給与費として期末手当で22万2,000円、共済費で13万6,000円を増額しております。

次の10ページの一般職の給与費明細書をお開きください。

一般職のカッコ1、総括の3段目になります比較の欄をご覧ください。

給与費として給料が2,085万7,000円、職員手当が712万5,000円、共済費が1,145万円、いずれも増額となっております。

これらは、前年に比べ職員数の増員を見込んでいること、また、人事院勧告による給料の改正や期末勤勉手当の支給率の引上げを反映したことなどが原因となっているものでございます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。予算書の6ページにお戻りください。

1款1項1目、諸収入の1節給与等振替収入につきましては、各会計からの給与等振替収入となっており、歳出額の合計と同額である14億5,978万7,000円を計上しております。

以上で、議案第92号の補足説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（宮川智明君）

それでは、私の方からは議案第93号、及び議案第94号について、補足説明を致します。

初めに、議案第93号、令和6年度黒潮町国民健康保険事業特別会計についてご説明致します。議案書は65ページからになります。予算書は黄色の表紙の予算書となります。

1ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出の予算総額を、それぞれ22億370万9,000円と定めております。

また、第2条で、一時借入金の最高額を1億3,000万円と定めております。

3枚めくっていただきまして、6ページ及び7ページをお開きください。

総括表のとおり、前年度と比較しまして総額で4億5,297万8,000円の増額になっており、前年比で約25.9パーセントの増となっております。

増額の主な要因としましては、保険給付費の増額によるものでございます。

それでは、歳入歳出から、主なものを説明させていただきます。

初めに、歳出からご説明をさせていただきます。14ページをお開きください。

1款1項1目、一般管理費の4,805万8,000円は、前年度とほぼ同額を計上しております。

15ページの中段、12節委託料の主なものとしましては、国保連合会への電算委託やシステム改修委託料などを計上しております。

1枚めくっていただきまして、16ページ下段の2款保険給付費は17億7,517万円を計上しております、前年度比で4億6,661万8,000円の増額になっております。

主な増額の内訳としましては、1項療養諸費及び、17ページの中段、2項高額療養費です。令和5年度

の給付実績が増加していることに伴い、伸び率を見込み増額をしております。

続きまして、19 ページをご覧ください。

3 款国民健康保険事業費納付金の 3 億 4,482 万 3,000 円は、高知県への納付金で、対前年度比で 1,282 万 8,000 円の減額となっております。被保険者数の減少や県基金の取り崩し等により納付金総額は減少しておりますが、1 人当たりの納付金額は増額となっております。

1 枚めくっていただき、20 ページ上段の 5 款保健事業費は 2,221 万 2,000 円を計上しております、前年度比 63 万 7,000 円の減額になっております。主な減額の理由としましては、国保ヘルスアップ事業委託料の減額によるものです。

1 枚めくっていただきまして、22 ページをお願い致します。

中段の 8 款諸支出金は 621 万円で、前年度とほぼ同額の計上となっております。

23 ページの 2 項 1 目、直営診療施設勘定繰出金の 400 万円は国民健康保険直診会計への繰出金で、前年度と同額を計上しております。

続いて、下段の 9 款予備費につきましては、前年度と同額の 500 万円を計上しております。

続きまして、歳入についてご説明致します。8 ページへお戻りください。

1 款国民健康保険税は、令和 4 年度決算額と令和 5 年 11 月末時点の調定額を比較調整をし、2 億 1,507 万 5,000 円を計上しております。

続きまして、9 ページをお開きください。

下段、4 款の県支出金の 18 億 1,429 万 7,000 円は、前年度比で 4 億 7,695 万 6,000 円の増額となっております。

増額の主な理由としましては、先ほど歳出でご説明致しました保険給付費の増額により、その財源となります普通調整交付金の増額によるものです。

続きまして、10 ページの下段の 6 款繰入金についてご説明致します。

繰入金の総額として、1 億 7,415 万 4,000 円を計上しております。対前年度比で 2,275 万 2,000 円の減額となっております。

減額の主な理由としましては、11 ページの最下段にあります基金繰入金です。歳入不足を補填するため、財政調整基金の繰入金として、対前年度比 745 万 1,000 円減額の 936 万円を計上しております。

12 ページをお開きください。

中段部分の 8 款諸収入は、前年度と同額の 4 万 6,000 円の計上をしております。

以上で、議案第 93 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 94 号、令和 6 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について補足説明をさせていただきます。議案書は 66 ページです。予算書は水色の予算書となります。

予算書 1 ページをお開きください。

第 1 条は、歳入歳出の予算総額をそれぞれ 2 億 5,591 万 3,000 円とするものです。

第 2 条では、一時借入金の最高額を 5,000 万円と定めております。

2 枚めくっていただきまして、4 ページ及び 5 ページの総括表のとおり、前年度と比較をしまして総額で 1,990 万 1,000 円の増額となっており、前年度比で約 8.4 パーセントの増となっております。

増額の主な要因につきましては、歳入の 1 款後期高齢者医療保険料、及び 3 款繰入金です。

また、歳出につきましては、2 款後期高齢者医療広域連合納付金の増額によるものです。

それでは、詳細につきまして、歳入歳出事項別明細書の歳出からご説明をさせていただきます。

10 ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目、一般管理費は 1,990 万 1,000 円を計上しております。対前年度比で 927 万円の増額となっております。

増額の主な理由としましては、人件費の増額、高齢者健康診査負担金の増額によるものです。

続きまして、11 ページをお開きください。

2 款 1 項 1 目、後期高齢者医療広域連合納付金は 2 億 3,466 万 2,000 円を計上しております。これは、後期高齢者医療広域連合納付金が前年度と比較して 1,053 万 1,000 円の増額となったものです。

1 枚めくっていただきまして、12 ページをお開きください。

4 款予備費 100 万円については、前年度と同額の計上です。

続きまして、歳入についてご説明致します。6 ページにお戻りください。

1 款後期高齢者医療保険料は、1 億 5,466 万 4,000 円で、対前年度比で 819 万 1,000 円の増額となっております。

この保険料は、後期高齢者医療広域連合への保険料納付金に相当するよう調整をした額となっております。

続きまして、7 ページをご覧ください。

3 款 1 項 1 目、事務費繰入金の 1,843 万 8,000 円は担当職員の人件費等で、対前年度比で 839 万円の増額となっております。

2 目保険基盤安定繰入金の 7,449 万 8,000 円は、広域連合からの通知額を計上しております、対前年度比で 134 万円の増額となっております。

4 款 1 項 1 目、繰越金の 550 万円は、令和 5 年度の歳入となる保険料で、例年 3 月から 5 月に入金される普通徴収保険料は、翌年度に広域連合へ納付することになるため、その額を見込んでいます。保険料の増額に伴い、対前年度比で 100 万円の増額をしております。

5 款諸収入の 281 万 1,000 円は、対前年度比で 100 万円の増額しております。

増額の主な理由としましては、後期高齢者健康診査委託金の増によるものでございます。

以上で、議案第 94 号の補足説明とさせていただきます。議案第 93 号と併せまして、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

ただ今、提案理由の説明中でございますけども、この際、15 時 15 分まで休憩致します。

休憩 15 時 05 分

再開 15 時 15 分

議長（中島一郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

提案理由の説明を続けます。

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは、私からは議案第 95 号と 96 号の 2 議案について、補足説明をさせていただきます。

まず、議案第 95 号、令和 6 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計予算について説明を致します。議案書は 67 ページ、予算書は後ろに添付している薄いピンク色の表紙の直診特別会計の予算書をご覧ください。

当予算につきましては、直診の拳ノ川診療所の運営に関するものであります。歳入、歳出ともに同額の

6,379万1,000円を計上しており、前年度に比べ211万7,000円の増額、率にして3.4パーセントのプラスとなっています。

まず、歳出について説明をさせていただきます。予算書の10ページをご覧ください。

1款総務費です。1項1目的一般管理費は、会計年度任用職員を含む一般職職員の給与などの一般管理費の合計が5,520万8,000円であり、昨年度より142万7,000円の増額となっています。これは、医師の休暇等により医療センターなどから日替わり代診として来ていただく医師の委託料等の増額によるものと、12ページ、13ページの2目連合会負担金の18節負担金補助及び交付金の121万6,000円の増額によるものであります。

この連合会負担金は、地域医療診療施設等勤務医師修学資金貸与事業負担金として、県内の地域医療診療所を運営する11の市町村が加盟する組織に対する本町分の負担金であり、現在、高知医療センターに在席している過去に修学資金を受たことのある医師が、高知大学医学部の後期研修を受けるための修学資金であります。

なお、12ページの一般管理費の17節備品購入費の61万3,000円は、エアコンと集塵機をそれぞれ1台ずつ購入するものです。

次に、13ページの2款医業費につきましては、医療機器の修繕料や保守点検、医薬品の材料費の購入経費を計上しています。昨年度より57万7,000円減額になっているのは、医療用機器の修繕料の減額が主な要因であります。

その他、14ページの公債費と15ページの予備費につきましては、昨年度とほぼ同額を計上しており、大きな違いはありません。

次に、歳入について説明を致します。予算書の6ページにお戻りください。

1款診療収入です。診療所を利用された患者さんから来ていただく診療収入が各種健康保険組合ごとの合計で920万8,000円、昨年度より152万9,000円増額していますが、これは後期高齢者医療保険加入者などの患者数による収入増を見込んだものであります。

次に、7ページの5款繰入金は、歳入歳出の收支の調整を図るために一般会計から繰り入れる繰入金が4,695万7,000円、へき地直営診療所運営費として国保特別会計から繰り入れる事業勘定繰入金が400万円などであります。

最後に、8ページの7款諸収入です。

1項1目の特定健康診査等受託料の21万4,000円は、拳ノ川診療所で特定検診を行った際に健康保険組合から入る受託料収入で、下段の2項1目の雑入は、本町の常勤医師を近隣のへき地診療所に派遣した際、派遣を受けた自治体から入る委託料が333万円であります。

議案第95号の補足説明は以上でございます。

引き続き、議案96号、令和6年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について補足説明を致します。議案書は68ページ、予算書は後ろに添付している黄土色の表紙の住宅新築資金特別会計の予算書をご覧ください。

当予算につきましては、過去に行った同和対策事業により、住宅の立ち退き等にあつた方が新たに自己の住宅を建てる際、その土地の購入費や建物の建築資金に対し貸し付けを行つたものであります。現在は貸付金の回収のみで、新たな貸し付け金はありません。また、金額についても昨年度と大きな違いはございません。

歳入歳出とも、同額の222万7,000円を計上しております。昨年度からは10万円、率にして4.3パーセント

ントの減額となっていますが、これは債務者からの弁済が進んだことにより、償還額が少なくなったことによるものであります。

まず、歳出について説明させていただきます。予算書の8ページをご覧ください。

1款総務費、1項1目の償還推進事業費です。貸付金の徴収に係る事務的経費として、8節の旅費から11節の需用費までを合わせまして43万円、実施はまだ未定ではありますが、長期高額滞納者に対する抵当権行使のための競売予納金として21節補償補填及び賠償金に60万円、債務者からの償還金の一部を一般会計へ繰り入れるために、27節繰出金に89万7,000円を計上しています。また、3款の予備費につきましては、昨年度と同額の30万円を計上しております。

次に、歳入について説明させていただきます。予算書6ページにお戻りください。

1款県支出金です。償還業務の事務費に対する助成金としての県補助金が16万3,000円、7ページ、4款諸収入の貸付金元利収入は債務者からの弁済によるもので、元金が182万2,000円、利子が23万8,000円で、合わせて206万円を見込んでいます。昨年度から10万円少なくなっていますが、この違いが昨年度との予算の違いであります。

なお、その他の歳入については収支の調整を図ったものであります、それぞれ1,000円ずつを計上しております。

以上で、議案第96号の説明を終わります。議案第95号と併せ、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田　幸君）

それでは、議案第97号、第98号につきまして、補足説明をさせていただきます。

まず、議案第97号、令和6年度黒潮町介護保険事業特別会計予算について補足説明をさせていただきます。議案書は69ページ、オレンジ色の予算書をお願いします。

予算書1ページをお開きください。

第1条は、令和6年度黒潮町介護保険事業特別会計を規定しており、歳入歳出予算の総額を、それぞれ18億4,631万1,000円とするものでございます。

保険給付費等につきましては、前年度の実績見込額及び介護報酬改定などを基に算出しておりまして、6ページ、7ページの総括表のとおり、対前年度比総額で2,672万2,000円の増額、率にして約1.5パーセントの増となっております。

歳出の主なものを説明させていただきます。14ページの歳出事項別明細書をお開きください。

1款総務費4,632万1,000円のうち1項から3項までにつきましては、介護保険事業に係る職員給与、認定調査員の会計年度任用職員給与や、調査に係る事務費を計上しております。

2節給料から4節共済費までの増額は、介護保険係の職員が1名増となったことによるものです。

また、16ページ、3項2目、認定審査会共同設置費におきましては対前年度比で56万9,000円の増となっております。これは、四万十市と共同で実施しております認定審査会のデジタル化の負担金が増加したためのものです。

16ページ中段からの2款保険給付費につきましては、前年度の実績見込額からそれぞれの項目ごとの見込額を算出、併せて、今回の介護報酬改定における介護給付費の増額を見込んだ給付費の予算として17億5,435万1,000円を見込んでおります。そのため対前年度比では、金額にして3,453万6,000円、約2.0パーセントの増となっております。

18 ページ中段からの 3 款地域支援事業費につきましては、1 項介護予防・生活支援サービス事業費として 2,438 万円を見込んでおります。

1 目介護予防・生活支援サービス事業費では 2,011 万 3,000 円を計上しており、そのうち 12 節委託料では、通所型短期集中運動機能向上サービスを実施する 1 事業所への委託料として 536 万 3,000 円を計上しております。1 事業所につきましては、介護人材の安定が図れず、事業の受託が困難なため、6 年度については事業を休止するものとなっております。

19 ページ、2 目介護予防・生活支援サービス事業費、第 1 号介護予防支援事業費につきましては、地域包括支援センターの会計年度任用職員報酬や事務費などとして、426 万 7,000 円を計上しており、対前年度比 538 万 9,000 円の減となっております。これは、地域包括支援センターの職員給与及び会計年度任用職員の報酬等の減によるものとなっております。

20 ページの 2 項 1 目、一般介護予防事業費につきましては、地域で生活する高齢者の介護予防に関する事業経費として 283 万円を計上しており、対前年度比で 418 万 3,000 円の減額となっております。これは、3 款 1 項 1 目で減額となりました通所型短期集中運動機能向上サービス事業の 1 事業所が中止になったことに伴って地域リハビリテーション活動支援事業費が減となったものです。

21 ページの 3 項包括的支援事業・任意事業費の 4 目任意事業費につきましては 837 万 9,000 円を計上しており、地域支援事業の実施要綱に合致する事業を実施するもので、ほぼ昨年度並みとなっております。

22 ページ、5 目在宅医療・介護連携推進事業費、7 目認知症総合支援事業費、23 ページにかけての 8 目地域ケア会議推進事業につきましては、昨年度と同内容の事業費を計上しております。

23 ページ中段からの、4 款基金積立金及び 5 款公債費は、前年度と同額を計上しております。

24 ページ、6 款諸支出金につきましては、2 項 1 目他会計繰出金において 595 万 5,000 円を計上しております。これは、地域支援事業から重層的支援体制整備事業へ移行した事業費について、介護保険料で負担すべき金額を一般会計へ繰り出すものです。対前年度比で 156 万 6,000 円の増となっており、一般会計にて生活支援コーディネーターを 1 名増加したことに伴う増額が主な要因となっております。

7 款予備費につきましては、予算総額が 18 億円を超えることから、昨年同様に 200 万円を計上しております。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。予算書 8 ページにお戻りください。

1 款保険料につきましては 2 億 7,456 万 1,000 円を見込んでおり、対前年度比 1,306 万 3,000 円の増、率にして約 5 パーセントの増となっております。

3 款国庫支出金につきましては 4 億 6,046 万 2,000 円を見込んでおり、対前年度比で 342 万 6,000 円の増となっております。これは、歳出の 2 款保険給付費の増に伴い、国が負担する給付費割合に合わせ試算した結果、増額となったものです。

9 ページ下段から 10 ページにかけての、第 2 号被保険者の保険料である 4 款支払基金交付金は 628 万 1,000 円の増額、及び、5 款県支出金の 517 万 3,000 円の増額につきましても同様に、歳出の 2 款保険給付費の増に伴い、支払基金及び県が負担する給付費割合に合わせ試算した結果、増額となったものです。また、3 款、4 款、5 款共に地域支援事業費について減額となっておりますが、こちらも当町が実施する地域支援事業費の減に伴い減額となっております。

11 ページの 7 款繰入金の 3 億 5,145 万 9,000 円につきましても、歳出の 2 款保険給付費の増及び地域支援事業費の減額に伴い、町が負担する給付費割合に合わせ試算した結果、増額または減額となったもの、また、12 ページにかけての 2 款基金繰入金につきましても、5,138 万円を基金から繰り入れることで全体

の調整をするものとなっております。

8 款繰越金以降、10 款町債までは、前年度と同額としております。

以上で、議案第 97 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 98 号の令和 6 年度黒潮町介護サービス事業特別会計予算について補足説明をさせていただきます。議案書は 70 ページ、薄だいだい色の予算書をお願いします。

予算書 1 ページをお願いします。

令和 6 年度黒潮町介護サービス事業特別会計予算は、歳入歳出の予算総額をそれぞれ 2,051 万 6,000 円とするもので、4 ページ及び 5 ページの総括表のとおり、対前年度比で 112 万円、約 5.8 パーセントの増額となっております。

まず、歳出から説明致します。7 ページの歳出事項別明細書をお開きください。

1 款総務費、1 項 1 目、一般管理費は 2,031 万 6,000 円としております。1 節から 4 節までは地域包括支援センターの職員及び会計年度任用職員の給与等費として 1,856 万円としており、増額分はほぼ人件費となっております。

8 ページ、12 節委託料につきましては、要支援認定者の介護予防サービス計画を居宅介護支援事業所に委託する費用として 132 万 5,000 円を計上するものです。

6 ページにお戻りください。歳入についてご説明させていただきます。

1 款サービス収入は、地域包括支援センターが指定介護予防支援事業所として要支援認定者に係る介護予防サービス計画を作成する介護予防サービス計画費収入を計上するもので、233 万 3,000 円としております。

また、2 款 1 項 1 目、一般会計繰入金では 1,818 万 2,000 円を計上し、職員給与のほか事務費などの歳出に対する不足分を調整しております。

以上で、議案第 98 号の補足説明を終わります。議案第 97 号と併せて、ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは、議案第 99 号、令和 6 年度黒潮町情報センター事業特別会計予算について補足説明をさせていただきます。議案書は 71 ページ、予算書の方は若草色の予算書となります。

それでは、予算書の 1 ページをお開きください。

この予算は、黒潮町情報センターの設置及び管理運営に関するものであり、歳入歳出それぞれ 1 億 1,468 万 5,000 円とするものです。これは、対前年度比として、金額にして 2 億 177 万 6,000 円減額の予算となっています。

主な減額の理由は、インターネット事業の民営化や、公債費の減額等によるものです。

それでは、詳細につきまして歳入歳出事項別明細書で説明を致します。

まず、歳出から説明を致します。8 ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目、一般理管理費で 162 万 9,000 円の減額となっているのは、会計年度任用職員の 1 名減による報酬、職員手当の減額が主な原因です。

1 節報酬、3 節職員手当では、会計年度任用職員 2 名分などを計上しており、合わせて 526 万 6,000 円となっています。

一般管理費では、10 節需用費の電気料 434 万 7,000 円が大きなものとなっています。

9 ページ、1 款 1 項 2 目、財産管理費で 3,437 万円の減額となっているのは、備品購入費の減額が大きな要因になっております。

11 節役務費では、伝送路の保守料 2,914 万円 8,000 円が主なものであり、内訳は、光ネットワーク保守 2,900 万円、電気保安管理 14 万 8,000 円となっています。

12 節委託料では、光ネットワーク運用の基本的な保守委託料 2,746 万 9,000 円が主なもので、その内容は、通信設備運用費、放送設備運用費及び線路監視費等となっています。

13 節使用料及び賃借料は、主に四国電力、NTT 等の電柱共架料及び土地使用料で、前年度と同額となっております。

10 ページ、2 款 1 項 1 目、放送サービス提供事業は 64 万 2,000 円の増額となっております。これは、10 節需用費修繕料の 20 万円の増額、12 節委託料放送サービス委託が 44 万円増額、19 節負担金補助及び交付金、負担金ケーブルテレビ連盟負担金が 2,000 円増額になったためです。

2 款 1 項 2 目、通信サービス提供事業では 5,619 万 2,000 円の減額です。これは、令和 6 年度よりインターネット事業を民営化することにより皆減となったことによるものです。

11 ページ、3 款 1 項、公債費は 1 億 1,022 万 7,000 円の減額となっています。これは情報基盤整備事業の償還金の減額によるものです。

4 款 1 項 1 目の予備費につきましては、前年度と同額の 100 万円としております。

次に、歳入について説明を致します。お戻りいただき 6 ページをご覧ください。

1 款 1 項 1 目、サービス使用料は 9,651 万 1,000 円減額となっています。これは、テレビ放送は加入者が令和 5 年度より 42 件増となったものの、インターネット事業の民営化により、インターネット通信の使用料収入がなくなることが主な要因です。

1 款 2 項 1 目、サービス加入金は 63 万 1,000 円の減額となっています。こちらもインターネット事業の民営化により、インターネット通信の収入がなくなることが主な要因です。

7 ページ、2 款 1 項 1 目、一般会計繰入金は 4,358 万 2,000 円で、1 億 3,782 万 1,000 円減額を見込んでいます。

3 款 1 項 1 目、雑入につきましては、インターネット事業の民営化に伴い、光ケーブル等を事業者に貸し出すことにより 3,318 万 7,000 円の増額となっています。

4 款 1 項 1 目、繰越金につきましては、昨年と同額となっております。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

農業振興課長。

農業振興課長（斎藤長久君）

それでは、議案第 100 号、令和 6 年度黒潮町集落排水事業特別会計予算について、補足説明を致します。議案書は 72 ページでございます。

予算書のご用意をお願い致します。りんどう色の予算書となります。

黒潮町農業集落排水事業特別会計は、令和 6 年 4 月 1 日より公営企業会計の適用を受けることとなっており、令和 5 年 12 月議会において、黒潮町集落排水処理施設の管理に関する条例などの関係する条例の整備を行ってきました。

令和 6 年度黒潮町集落排水事業特別会計は、令和 5 年度以前の黒潮町農業集落排水事業特別会計、黒潮

町漁業集落排水特別会計を合わせたものとなっていますので、よろしくお願ひ致します。

予算書の表紙の次に目次を付けていますので、お開きください。

この中で、9 ページ目から 19 ページ目にかけて、キャッシュ・フロー計算書、損益計算書、貸借対照表を掲載しておりますが、こちらが主要財務 3 表になります。

次に、1 ページをお開きください。

ここには、第 1 条に総則と致しまして、令和 6 年度黒潮町集落排水事業特別会計予算は次に定めるところによる、としています。

第 2 条には、業務の予定量を掲載しています。

令和 6 年度の処理人口は 1,030 人。

計画年汚水量は 10 万 1,506.5 立方メートルで、1 日平均汚水量としましては 278.1 立方メートルでございます。

次に、第 3 条予算の収益的収入及び支出の予定額についてご説明を致します。

この予算は、集落排水事業に加入をいただいているご家庭の汚水処理するための費用で、集落排水使用料等により運営する予算でございます。

ここでは、収入の総額を 5,271 万円に、支出の総額を増額の 5,271 万円にするものでございます。内容につきましては、23 ページから 25 ページの事項別明細書に記載しておりますので、23 ページをお開きください。

なお、令和 6 年度より公営企業会計への適用となるため、左から 3 列目の対前年度予算額は 0 を、4 列目の比較は横棒の記載となっています。

まず、収入のご説明を致します。

1 項営業収益の 1 目集落排水使用料につきましては、集落排水使用料 720 万円を計上しています。

2 項営業外収益の 2 目他会計負担金 1,567 万 4,000 円、4 目一般会計補助金 1,162 万円、長期前受金戻入を 1,318 万 9,000 円等を計上しています。

続きまして、24 ページ、25 ページの支出についてご説明致します。

24 ページをお開きください。

支出につきましては、営業費用においては、1 目管渠費 19 万 6,000 円、2 目ポンプ場費 874 万 7,000 円、3 目処理場費 977 万 7,000 円を計上しています。それぞれの施設の電気料や維持管理等に係る委託料、修繕費などを計上しています。

6 目総係費としまして、集落排水事業運営審議会委員の報酬、システム利用料、修繕費等で 452 万 1,000 円を計上しています。

7 目減価償却費 2,507 万 6,000 円を計上をしています。

2 項営業外費用と致しまして、企業債償還利息と消費税及び地方消費税を計上しております。

次に、第 4 条予算の資本的収入及び支出の予定額についてご説明を致します。26 ページをお開きください。

この予算は、施設整備、改良をするための費用で、将来の事業運営を行うための投資的予算でございます。しかしながら、集落排水事業による令和 6 年度の新たな設備投資は予定をしていません。そのため、支出は、過去の設備投資時の企業債元金償還金 2,751 万 4,000 円を計上しています。

収入につきましては、他会計補助金などとなっておりますので、ご確認をお願い致します。

2 ページにお戻りください。

第4条予算では、カッコ書きに記載していますように、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,100万5,000円は、引継金及び当年度分損益勘定留保資金で補填を致します。

また、第4条の2に、特例的収入及び支出と致しまして、未収金の額と未払い金の額をそれぞれ記載しております。

次に、3ページの第5条で、企業債の借入限度額等を定めております。

また、第6条において一時借り入れ金の限度額を定めております。起債借入や補助金が入ってくる前に支払が生じることが予想されますので、2,000万円を限度額として定めております。

次に、9ページの集落排水事業会計予定キャッシュ・フロー計算書について、ご説明を致します。

当計算書は、公営企業法改正により義務付けられたもので、1年間の現金の動きを表したものです。

1の業務活動によるキャッシュ・フローは、通常の業務活動の実施に必要な資金の状態を表しています。

2の投資活動によるキャッシュ・フローは、将来に向けた運営基盤の確立のために行う投資活動に係る資金の状態を表しています。

10ページの3の財務活動によるキャッシュ・フローは、増減資による資金の収入、支出及び借入、返済による支出など、資金の調達及び返済を表しています。

10ページ、下から2行目の資金期首残高の962万336円は、12ページの令和6年度予定開始貸借対照表の、13ページの2行目の現金預金の額となります。

また、10ページ一番下の資金期末残高の1,103万4,336円は、令和6年度予定貸借対照表、17ページの2行目の現金預金の額となります。

11ページには、令和6年度の営業収益と営業費用を表しました予定損益計算書を記載しておりますので、ご確認をお願いします。

次に、16ページからの令和6年度予定貸借対照表についてご説明を致します。

まず、資産の部ですが、固定資産と致しまして、土地や建物、機械類等で6億6,458万9,371円。

固定資産と流動資産を合わせた資産合計は、17ページの6行目、7億1,858万3,707円となっています。

負債の合計は、18ページの最後の行になります、7億1,011万1,328円となっています。

資本合計は、19ページの下から2行目になります。847万2,379円となっており、負債と資本の合計が7億1,858万3,707円となりまして、先ほどの資産の合計と合致していますので、バランスが取れているということになります。

最後に、20ページ、21ページには、重要な会計方針に係る事項に関する注記、セグメント情報に関する注記を記載しています。

これは、損益計算書及び貸借対照表の作成に当たって、その財政状況及び経営状況を正しく示すために採用しました、会計処理の原則及び手続ならびに表示の方法を記載したものです。

以上で、議案第100号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

それでは、議案第101号、令和6年度黒潮町水道事業特別会計予算について、補足説明を致します。議案書は73ページでございます。

予算書のご用意をお願い致します。あさぎ色の予算書となります。

予算書の表紙の次に目次を付けていますので、お開きください。

この中で、17ページ目から25ページ目にかけて、キャッシュ・フロー計算書、損益計算書、貸借対照表を掲載しておりますが、こちらが主要財務3表になります。

次に、1ページをお開きください。

ここには、第1条に総則と致しまして、令和6年度黒潮町水道事業特別会計予算は次に定めるところによる、としています。

第2条には、業務の予定量を掲載しています。

令和6年度の給水栓数は6,195栓、年間給水量は124万5,216立方メートルで、1日の平均給水量は3,412立方メートルでございます。

次に、第3条予算の収益的収入及び支出の予定額についてご説明を致します。

この予算は、ご家庭に水をお届けするための費用で、給水収益等により運営する予算でございます。

ここでは、収入の総額を3億1,874万7,000円に、支出の総額を2億8,647万7,000円にするものでございます。

内容につきましては、31ページから37ページの事項別明細書に記載しておりますので、31ページをお開きください。

まず、収入のご説明を致します。

1項営業収益の1目給水収益につきましては、水道使用料2億832万9,000円を計上しています。対前年比で349万9,000円の減額となっています。

2項営業外収益の3目長期前受金戻入につきましては、5,039万8,000円を計上しています。

5目消費税還付金1,000万円につきましては、皆増となります。これは、令和6年度において大きな工事もあり、支払った消費税が入ってくる消費税を上回り、還付が見込まれるため計上しております。

続きまして、支出についてご説明致します。33ページをお開きください。

支出につきましては、営業費用においては、水源池施設等の電気料や水質検査手数料、職員の手数料及び、各種委託料や減価償却費等を計上しています。

1目の原水及び浄水費は4,463万2,000円で、昨年度と比較し、19節手数料と22節委託料において労務単価の増、また、55節薬品費において値上がりとなつたため、微増となっております。

一方、23節修繕費におきまして、令和5年度は当初から修繕を予定していたものがありましたが、令和6年度においては例年の修繕費を計上しており、減額となっております。併せて、原水及び浄水費は166万8,000円の減額となっております。

続きまして、2目配水及び給水費は4,413万8,000円で、こちらは昨年度と比較し1,670万1,000円の増となっております。これは、12節備消耗品費におきまして、断水や災害に備えペットボトル入りの飲用水と給水袋の購入や給水タンクの購入費用として増額となっております。また、23節修繕費の水道施設修繕費において、漏水箇所の修繕費と水位計の取り換え費用として増額となっております。

その他、19節手数料におきまして、労務単価増による増加分と、22節委託料において配水池清掃委託の計上と水道メーターの検針業務において検針する地域による格差を補正するための委託料を増額しております。

以上、合わせまして1,670万1,000円の増となっております。

次に、6目総係費は5,712万3,000円で、令和5年度との主な違いは、水道料金等において遅延損害金を徴収することとなつたため、それに係る水道料金システムの改修費用と、納入通知書の消込作業において誤りと事務処理の軽減を図るためにバーコードにて読み取るためのシステム改修費用の計上。また、イ

ンターネット会社が町営から民営となつたためにインターネット利用料の計上が必要となりました。そのほか、令和5年度も実施致しました漏水調査において成果が見られましたので、令和6年度においては、さらに管延長を増加し調査を実施するための予算を計上しております。

それらを合わせまして、493万1,000円の増となっております。

次に、第4条予算の資本的収入及び支出の予定額についてご説明を致します。

この予算は、水道施設を整備、改良するための費用で、投資的予算でございます。

先に、支出からご説明をさせていただきます。39ページをお開きください。

建設改良費は10億1,846万1,000円を計上しており、対前年比で8億6,450万円の増額となっています。

26節の工事請負費における、上川口急速ろ過機設置の造成工事、建築工事、機器工事が主な増額の要因となっております。

令和6年度の主な工事として、ろ過施設を設置するための造成工事、建築工事、機器工事と、管路更新のための工事、ポンプ更新工事を予定しております。また、ろ過施設設置工事に係る施工監理委託業務と管路更新工事に係る設計委託業務を、22節委託料にて計上しております。

次に、収入ですが、収入につきましては38ページに記載しておりますが、先ほどの工事等に対する企業債の借り入れと補助金などとなっておりますので、ご確認をお願いします。

2ページにお戻りください。

第4条予算では、カッコ書きに記載していますように、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,029万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填を致します。

第5条として、債務負担行為を令和6年度から令和7年度の2か年にわたり契約できるように限度額を定めております。

なお、債務負担行為に関する調書は16ページに記載しておりますので、ご確認ください。

次に、3ページの第6条で、企業債の借入限度額等を定めております。令和6年度は、ろ過施設設置のための工事費で多額の費用が必要となるため、7億7,800万円を限度額としております。

また、第7条において一時借入金の限度額を定めておりますが、こちらも同じく、ろ過施設設置工事において起債借入や補助金が入ってくる前に支払が生じることが予想されますので、10億円を限度額として定めております。

次に、17ページの水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書について、ご説明を致します。

1の業務活動によるキャッシュ・フローは、通常の業務活動の実施に必要な資金の状態を表しています。

18ページの2の投資活動によるキャッシュ・フローは、将来に向けた運営基盤の確立のために行う投資活動に係る資金の状態を表しています。

3の財務活動によるキャッシュ・フローは、増減資による資金の収入、支出及び借入、返済による支出など、資金の調達及び返済を表しています。

18ページ下から2行目の、資金期首残高の3億852万2,406円は、令和5年度予定貸借対照表、22ページの2行目の現金預金の額となります。

また、18ページ一番下の資金期末残高の3億2,439万8,736円は、令和6年度予定貸借対照表、26ページの2行目の現金預金の額となります。

19ページから20ページには、令和5年度及び令和6年度の営業収益と営業費用を表しました予定損益計算書を記載していますので、ご確認ください。

次に、25 ページからの令和 6 年度予定貸借対照表についてご説明を致します。

まず、資産の部ですが、固定資産と致しまして、土地や建物、量水器等で 36 億 5,561 万 1,948 円。固定資産と流動資産を合わせた資産合計は、26 ページの 8 行目、40 億 9,303 万 6,089 円となっています。

負債合計は、27 ページの最後の行になります、32 億 6,354 万 961 円となっています。

資本合計は、28 ページの下から 2 行目になります。8 億 2,949 万 5,128 円となっており、負債と資本の合計が 40 億 9,303 万 6,089 円となりまして、先ほどの資産合計と合致していますので、バランスが取れているということになります。

最後に、29 ページ、30 ページには、重要な会計方針に係る事項に関する注記を記載していますので、ご確認をお願い致します。

以上で、議案第 101 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

議長（中島一郎君）

農業振興課長。

農業振興課長（斎藤長久君）

それでは、議案第 102 号、黒潮町畜産団地施設に係る指定管理者の指定について補足説明をさせていただきます。議案書の 74 ページをご覧ください。

指定管理者に管理を行わせる施設は、黒潮町佐賀字上灘山 3206 番 2 にあります、黒潮町畜産団地施設でございます。

指定管理の期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年間となります。

現在の指定期間が令和 6 年 3 月 31 日で満了となることから、黒潮町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 3 条に基づき、令和 5 年 11 月 1 日より公募を実施したところ、黒潮町佐賀字上灘山 3206 番 2、佐賀町横浜生産農業組合、代表者、村越竜馬氏、1 者から応募がありました。同条例第 6 条に基づく黒潮町公の施設に係る指定管理者選定委員会に諮って慎重に審議を行い、指定管理者の候補と致しましたので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、指定管理者を指定する議会の議決を求めるものでございます。

それでは、選定理由についてご説明致します。

この施設は、畜産経営の団地化を推進することにより生活環境の保全と農業経営の規模を拡大し、地区農家の所得の増大と生活水準の向上を図ることを目的に設置をしております。

佐賀町横浜生産農業組合につきましては、黒潮町畜産団地施設が設立された昭和 57 年度から、施設の維持管理と畜産業の振興のため有効に運営を行ってきており、現在もこの施設の指定管理を受けている団体であります。また、継続的、安定的な取引先を有しており、後継者育成を通じ将来的な施設利用の計画を持っていること、地域雇用を通じての地域貢献もできていることなど、これまでの実績等も踏まえ、業務を適切に行える団体であると考えています。

以上、これらを黒潮町公の施設に係る指定管理者選定委員会に諮ったところ、指定管理者候補として、佐賀町横浜生産農業組合を選定したものです。

以上で、議案第 102 号の補足説明を終わります。

議長（中島一郎君）

産業推進室長。

産業推進室長（秋森弘伸君）

私からは、議案第 103 号と議案第 104 号の補足説明をさせていただきます。

それでは議案第 103 号の、黒潮町さが交流拠点施設なぶら土佐佐賀に係る指定管理者の指定について補足説明をさせていただきます。議案書 75 ページをお願いします。

指定管理者に管理を行わせる施設は、幡多郡黒潮町佐賀字フケノ澤 1350 番地、その名称は、黒潮町さが交流拠点施設なぶら土佐佐賀でございます。

指定管理の期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年間です。

現在の指定期間が令和 6 年 3 月 31 日で満了となることから、選定に当たりましては、黒潮町公の施設に関わる指定管理者の指定手続きに関する条例第 3 条に基づき、令和 5 年 12 月 18 日より公募を実施したところ、幡多郡黒潮町佐賀 1350 番地、株式会社なぶら土佐佐賀、代表取締役、明神慶氏、1 者から応募がありました。同 6 条の黒潮町公の施設にかかわる指定管理者選定委員会に諮って慎重に審議を行い指定管理者の候補としましたので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、指定管理者を指定する議会の議決を求めるものでございます。

選定理由につきましては、この施設は、地場産業振興による雇用の場の確保と、観光振興等による交流人口の拡大を図り、情報発信等による地域活性化に資するため、設置しています。

従いまして、指定管理者の募集に当たっては、道の駅整備の目的を踏まえ民間感覚を活かした経営に努め、収益性の確保や高いコスト意識に基づく効率的な運営を行う。また、町内の产品的供給、販売を主とした管理、運営を基本として行うこと。

さらに、黒潮町内での施設の経済的効用を最大限に発揮するため、町内で調達可能な物品については、町内で購入に努めることを運営の基本として公募致しました。

株式会社なぶら土佐佐賀は、当該施設の現在の指定管理者であり、施設内の直販所には地元生産者の野菜や果物、干物をはじめ、お弁当、お惣菜や土産物のほか、特産品のカツオのたたき商品を販売するテナントやかつおの藁焼きタタキの実演、地元の食材を使用したメニューを食べることができるレストランも併設しており、町内外を問わず多くの方が訪れています。

また、施設内にはインフォメーションのコーナーも常設しております。そこではなぶらのスタッフが接客することで、交流人口の拡大による黒潮町観光の情報発信を行うなどしており、これまで培ってきたノウハウをさらに発展させ、地域に貢献していただけることが今後も期待できます。

以上、これらを黒潮町公の施設に関わる指定管理者選定委員会に諮り、指定管理者の候補者として、株式会社なぶら土佐佐賀を選定致しました。

以上で、議案第 103 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 104 号、黒潮町地域特産品処理加工施設に係る指定管理者の指定について補足説明を致します。議案書の 76 ページをご覧ください。

黒潮町地域特産品処理加工施設に係る指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、黒潮町地域特産品処理加工施設に係る指定管理者を次のとおり指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者に管理を行わせる施設は、所在地、幡多郡黒潮町入野 4370 番地 2、名称、黒潮町地域特産品処理加工施設でございます。

指定管理者の候補として選定致しました団体の所在地は、幡多郡黒潮町入野 4370 番地 2、名称は株式会社黒潮町缶詰製作所、代表者は代表取締役松本敏郎、指定する期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年間でございます。

この施設は、町の特産品を活用した加工品の製造及び販売を一体的に運営する仕組みをつくることによ

り、地場産業を創設し、もって就労の機会の拡大と生産者の所得向上を図るための施設で、食品缶詰製造に特化する形で産業振興を図るとともに地域雇用の創出を目指しています。

現在、この施設は町が出資している法人である株式会社黒潮町缶詰製作所を指定管理者に指定しております。

株式会社黒潮町缶詰製作所は、防災対策を兼ね、地場産品の活用と町の雇用対策を担い設立され 11 期目となります。

これまで、缶詰製造にかかる専門的な技術を持ったスタッフの育成や販路拡大に向けて努力を重ねてきた結果、3 期連続で総額 1 億円を超える売上を達成するとともに、4 期連続となる黒字決算及び安定した経営を継続する状況にあります。

また、当施設に併設されているもう 1 つの特化した製造機能を活用する黒砂糖生産者から缶詰製品の原料として黒糖を継続的に仕入れができる関係性が構築され、黒砂糖生産者と缶詰製作所はお互いになくてはならない存在にもなっています。

さらには、町内産及び県内産を併せた原材料の調達率が 50 パーセントを超える状況にあることから、地域経済の循環や活性化にも貢献する状況にあります。

従いまして、これまで育んできたノウハウを今後も活かし、地場産品の活用と地域雇用の継続を図るために、株式会社黒潮町缶詰製作所を指定管理者に指定することが、施設設置の目的を効果的かつ効率的に達成することにつながるものと考えます。

これらのことから、株式会社黒潮町缶詰製作所を当該施設の指定管理者候補とすることが最適であると判断し、株式会社黒潮町缶詰製作所と協議を行い、事業計画書及び収支計画書ならびに組織及び経営状況を説明する書類を選定基準に照らし合わせた上で、黒潮町公の施設に係る指定管理者選定委員会に諮ったところ、株式会社黒潮町缶詰製作所を公募によらない指定管理者候補として選定致しました。

以上が、議案第 104 号の補足説明となります。議案第 103 項と併せて、ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長（中島一郎君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは議案第 105 号、黒潮町立水産関係等共同作業場に係る指定管理者の指定についての補足説明をさせていただきます。議案書の 77 ページをお願いします。

黒潮町立水産関係等共同作業場に係る指定管理者の指定につきましては、幡多郡黒潮町佐賀 763 番地、明神水産株式会社、代表取締役、明神正一氏を指定管理者の候補と致しましたので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、選定理由につきましてご提案致します。

このたび、当該施設の指定管理期間の満了に伴い、令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日の 5 年間における、新たな公募による指定管理者の募集を行ったところ、明神水産株式会社を含む 2 者より指定管理者の指定申請書が町に提出されました。

これを受けまして、令和 6 年 2 月 8 日に選定委員会を開催し、提出されました書類の審査に基づく各委員による採点、また順位付けを行い、その結果を町長へ報告致しました。

審査内容としましては、公の施設の効用を最大限に発揮することができるものであること、また、公の施設の適切な維持及び管理ならびに管理に係る経費の縮減が図られるものであることを重点項目として審

査を行いました。

選定結果としまして、次の主な理由から、明神水産株式会社を第1位としております。

1、指定管理者の業務目的に合致した事業計画、堅実な収支計画であり、安定した業務実施が期待できること。

2、施設の管理運営に関して十分な実績があり、組織体制等において問題がないこと。

今回の件につきましては、選定委員会による採点結果に基づき、明神水産株式会社を指定管理者とすることが適當と認められます。

以上のことから、指定管理者の候補者として選定しましたので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長（中島一郎君）

これで、提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 14時 20分